



ニチレイグループのみなさまへ

ニチレイ団体保険ガイド

2025-2026



会社名 ヒューリック保険サービス株式会社
資本金 3億5千万円
従業員数 約210名
事業内容 保険代理業務
本社 〒111-0054 東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル
URL : <https://www.hulichs.co.jp> TEL : 03-3864-5221 FAX : 03-3864-5447
【支社】関西支社 〒541-0042 大阪市中央区今橋3-3-13 ニッセイ淀屋橋イースト5階
【支店】名古屋支店 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル
2025年6月16日現在

ヒューリック保険サービスの特徴

- **みずほフィナンシャルグループの親密保険代理店です。**

当社はみずほフィナンシャルグループの親密保険代理店として、みずほ銀行のお取引先を中心にお客さまと信頼の輪を広げてまいりました。

- **プランニング …幅広い選択肢からオーダーメイドの保険設計**

多くの国内および外資系の優良保険会社と代理店契約を結び、その豊富な保険商品の中からお客さまの意向に沿ったプランをご提案します。

- **コンサルティング …スペシャリストによる最適の保険ソリューション**

お客さまを取り巻く様々なリスクをプロの目でピックアップし、企業のリスクヘッジからご家庭のライフプランまで、保険を使った最適の解決方法をご提案します。

- **アフターサービス …安心のお客さま対応と、万全のアフターサービス**

保険事故が生じたときには、お客さまの立場にたって円滑な保険請求手続きを行うためにスピーディーにサポート。保険に関する様々なご相談も承ります。

ヒューリック保険サービスの取扱保険会社（本社）

2025年6月16日現在

● 損害保険会社 21社	● 生命保険会社 24社
損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 他 19社	アフラック 明治安田生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 富国生命保険相互会社 他 18社
● 少額短期保険会社 1社	
アフラック少額短期保険株式会社	

ニチレイグループのみなさまへ

(株)ニチレイ 人事企画部
(株)ニチレイビジネスパートナーズ
ヒューリック保険サービス(株)

ニチレイグループ団体制度保険一斉募集のご案内

ニチレイグループの福利厚生制度の一環として導入しております団体制度保険の一斉募集を下記の通り実施いたします。

この制度における各種保険は、生命保険・損害保険各社との提携によりいずれの保険も団体扱いで、月払・給与控除となっており、「加入しやすく」「充実した保障」内容になっております。年に一度の募集ですので、この機会にご自身・ご家族のライフプランにあわせた保険をお申込みください。

なお、一斉募集にかかわるデータ作成を、各保険会社に委託しているため、社員番号・氏名・カナ氏名・所属コードを提供しています。

記

1. 募集期間

令和7年10月1日(水)～令和7年10月17日(金)

※ニチレイ共済保険、ニチレイ医療保険、ニチレイ3大疾病保障保険は毎月募集をしておりますので、上記募集期間以外でも加入(*1)可能です。

毎月募集時に加入(*1)される場合は、毎月末日までに以下の団体窓口へ「申込書兼告知書」をご提出ください。ヒューリック保険サービス(株)はその翌月に日本生命保険(相)(*2)へ「申込書兼告知書」を提出します。

なお、日本生命保険(相)(*2)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。

(*1)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。

(*2)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

詳細は以下の団体窓口までお問合せください。

2. 注意事項

①各種保険は毎年自動継続されますので、脱退・減額・増額等加入内容に変更のある場合は必ず専用webサイトでお手続き、または申込書の提出をお願いいたします。現在ご加入の保険で現状のまま継続加入を希望される場合はお手続きは不要です。

②ニチレイ共済保険・ニチレイ医療保険・ニチレイ3大疾病保障保険にご加入の方で継続して加入される場合は、保険年齢区分により保険料が大幅に上がる場合がありますですので、必ず保険料のご確認をお願いいたします。

3. お問い合わせ先

ヒューリック保険サービス(株) 集金代行室

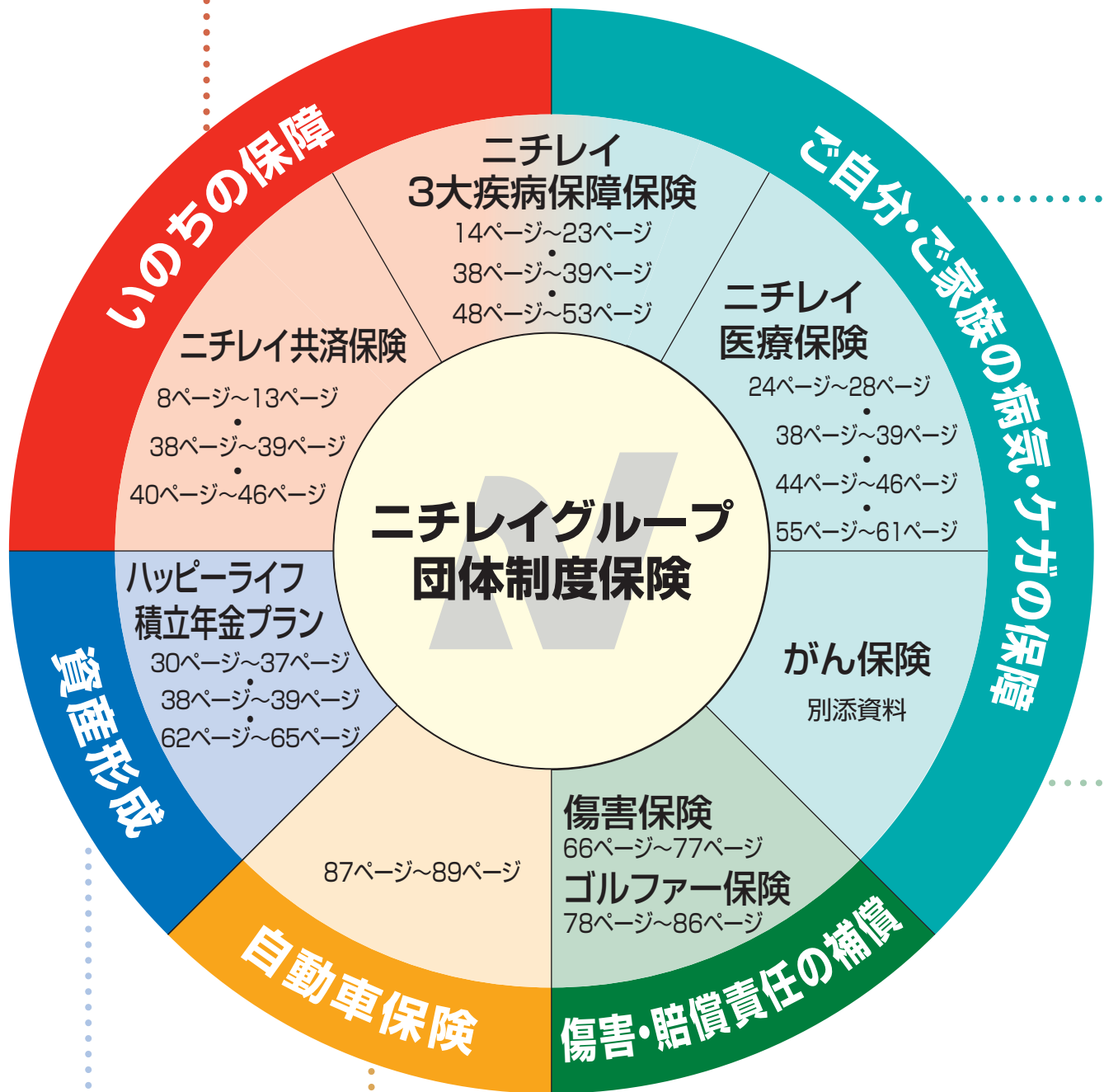
tel 0120-353-457

fax 03-3864-5453

受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00(12/30～1/3、土日祝を除く。)

以上

ニチレイグループ 団体制度保険の概要



共済保険

3大疾病保障保険

医療保険

ハッピーライフ積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」記入見本

ゴルファー保険

「加入依頼書」記入見本

自動車保険

1 いのちの保障

- ①ニチレイ共済保険 8ページ～
死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合、保険金が一時金・年金で支払われる制度です。
- ②ニチレイ3大疾病保障保険 14ページ～
がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える制度です。

2 ご自分・ご家族の病気・ケガの保障

病気・ケガによる医療費は、健康保険で70%カバーされますが、残りの30%の部分および健康保険が適用されない医療費は自己負担となります。医療費が「自己負担限度額」を超えた場合、「高額療養費」が支給される制度があります。

※自己負担割合は年齢や収入等によって異なります。

- ①ニチレイ医療保険 24ページ～(「正しく告知いただくために」は44ページ～45ページ)
団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、入院に伴う諸々の出費をカバーします。
- ②がん保険・医療保険 別添資料
退職後も継続できる【一生涯の保障】です。給付金を受け取られたことで保険料が高くなることはありません。
 - がん保険:がん治療にかかる費用と、治療に関してかかる費用をそれぞれ保障します。
 - 医療保険:がんを含む病気やケガの治療費用を「月額」で、入院時の食事代などを「日額」で保障します。

3 資産形成

豊かな老後生活には、公的年金制度による支給額に加えてゆとりのための必要額を準備することが重要です。ゆとりある老後生活のための年金を準備いただくことができます。

- ①ハッピーライフ積立年金プラン 30ページ～
 - ・Aコース(税制適格コース)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
 - ・Bコース(自由選択コース)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。ご加入には所定の条件があります。詳細は35ページの「加入資格」をご確認ください。
※令和7年6月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
※詳細は36ページの「税務上のお取扱い」をご参照ください。

4 傷害・賠償責任の補償

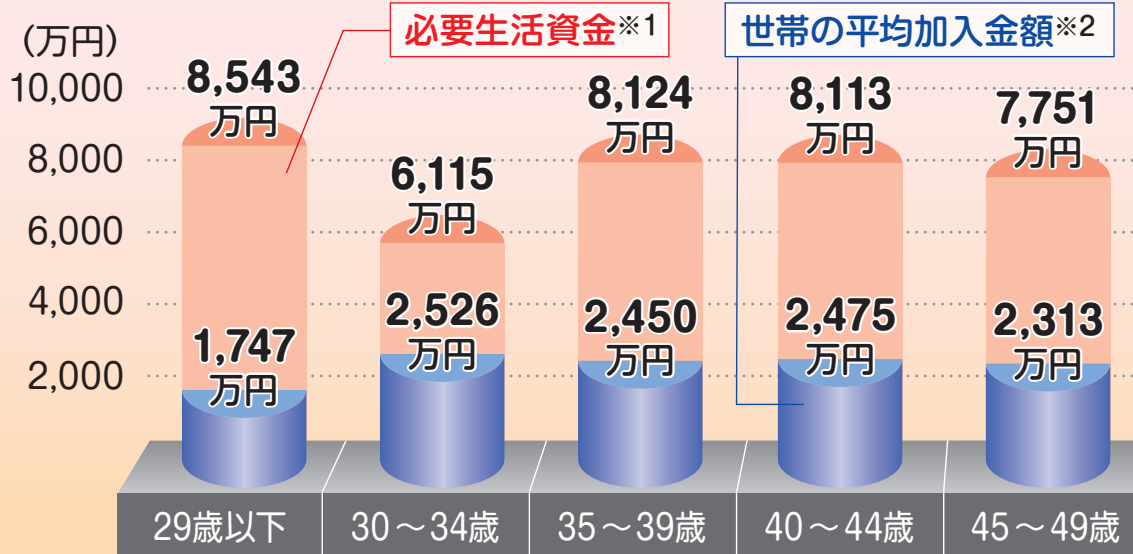
- ①傷害総合保険 66ページ～
国内外を問わず、急激・偶然・外来の事故によるケガ、地震等の天災によるケガによる後遺障害・入院通院等を補償します。
また、日常生活における賠償事故(自転車で他人にケガをさせたなど)を補償します。
本年度は料率の改定により保険料を変更しております。団体割引 20%・優良割引 5% が適用となります。
- ②傷害総合保険(交通傷害型) 69ページ～
国内外を問わず、交通事故によるケガを補償します。
また、自転車通勤者用として個人賠償責任保険(ニチレイ規程)をセットしたプランも販売しております。
本年度は料率の改訂により保険料を変更しております。団体割引 20%・優良割引 5% が適用となります。
- ③ゴルフ保険 78ページ～
ゴルフ中の賠償事故、ゴルフ中の思わぬケガ、ゴルフクラブの破損、ホールインワンまたはアルバトロス費用を補償します。
団体割引 20% が適用となります。

5 自動車保険

自動車保険87ページ～

ニチレイグループ団体扱割引20%が適用された保険料が大変お得な自動車保険をご紹介します。
ニチレイフーズ森・山形・白石・長崎の各工場及びキューレイにお勤めの方は工場毎に提携している代理店が窓口となります。
お問い合わせ先がご不明な場合は、87ページ記載の「ヒューリック保険サービス」へご照会ください。

あなたに「もしも」の時、ご家族の暮らしを守ることができますか？



入社を機に最低限の保障の確保を！

ご夫婦だけの生活期！
配偶者に対する責任も！

こどもの誕生を機に
ズシリと重い責任感！



入社

結婚

こどもの誕生

こどもの小・中学校入学

**「独身」だから
保障は必要ない！**
とっていませんか？

「葬儀費用」だけでも
こんなにかかります。

葬儀一式費用 **平均131万円**

寺院への費用 **平均35万円**

通夜からの飲食接待費 **平均25万円**

葬儀費用の合計 **平均191万円**

(株)ユニクエスト調べ

**必要な
ニチレイグループ団体制
必要保障**

住居費



緊急予備費



家族の日常生活費



+

万一の場合にすぐ
必要となる葬儀代
などの資金です。

ご家族に毎月必要となる
生活費の累計額です。

共済保険

3
保障
大病
保険

医療
保険

ハ
ッピ
ーラ
イフ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

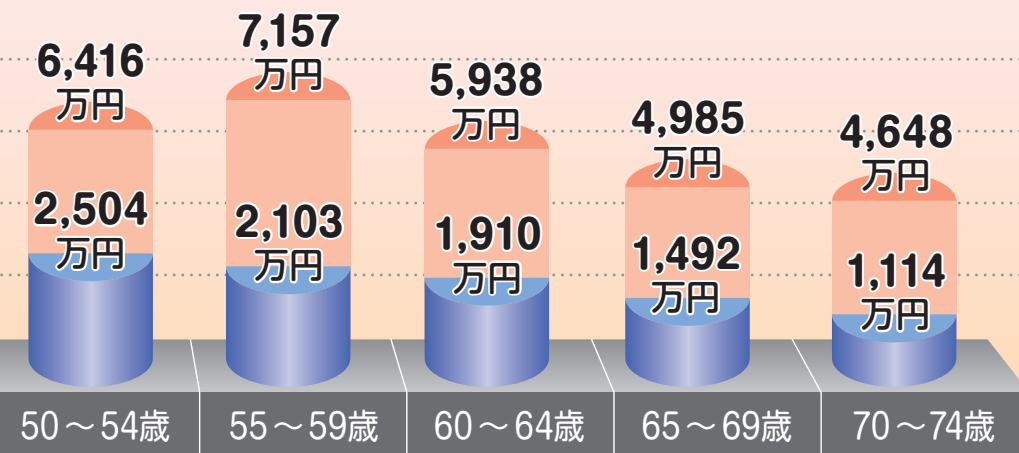
「加入
依頼書」
記入
見本

自
動
車
保
険

必要生活資金*1と世帯の平均加入金額*2の実態(年代別)

※1「世帯主に万が一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

※2 普通死亡保険金を受取れる生命保険に加入している各世帯における、その保障合計金額の平均額です。(全生保)
(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」



支出が大きくなる
責任の重い世代!

夫婦のみの生活期間、
退職後も考慮したゆとり生活を



こどもの
高校・大学入学

こどもの
独立・結婚

老後の備え

保障は 度保険で準備しましょう! 額とは…

+

教育費



+

結婚援助費

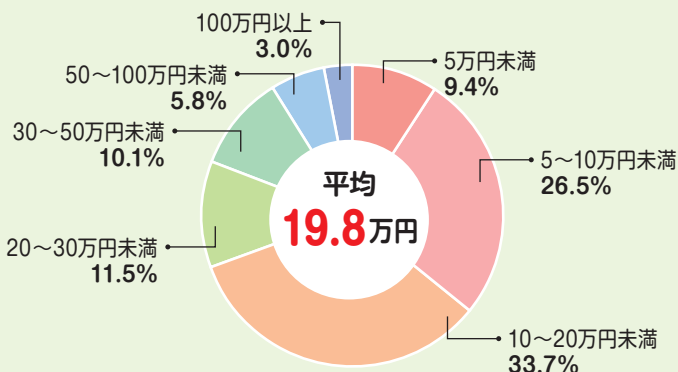


お子さまが独立するまでに
必要となる小・中・高校・大学の
入学金や授業料の累計額
です。

お子さまの結婚の
ために準備してお
きたい資金です。

直近の入院時の自己負担費用(過去5年間)

治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の
交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用
した場合は利用後の金額



(公財)生命保険文化センター
「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

※助成は自治体により異なります。
詳しくは管轄の自治体にご確認ください。

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

3大疾病に罹患すると 想定外の大きなお金がかかることもあります

3大疾病とは？

がん

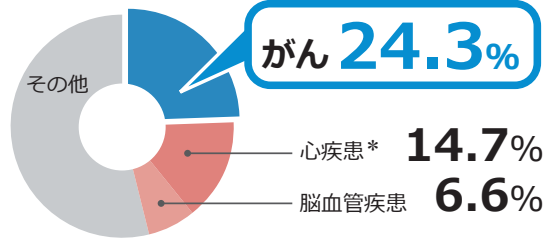
急性心筋梗塞

脳卒中

死亡の原因

死因の1位はがんで、がん・心疾患*・脳血管疾患で死因の約半数を占めています。

*高血圧性を除く



出典 ①

3大疾病になった場合にかかる費用の目安

<がんの場合>

「もしも」の場合には **経済的な負担も…!**

出典 ②

がんの完治の平均的な目安は、「**治療後5年間再発しないこと**」とされています。がんの完治に向けて、再発防止等のために**5年間通院しなければならない可能性**があります。

●がんになった場合にかかる費用の目安 (5年間総額)

がんの治療は、がんの部位や進行度などによってさまざまです。

公的医療保険制度 対象の治療費	公的医療保険制度 対象外の治療費	治療費以外の費用
入院や手術・抗がん剤治療等にかかる費用*	差額ベッド代と食事代(標準負担額)にかかる費用	入院準備や医療用ウィッグ等の費用

ステージⅠ・Ⅱの場合 (比較的進行度が低いがん) 約 378 万円	=	約 151 万円	+	約 54 万円	+	約 173 万円
ステージⅢ・Ⅳの場合 (比較的進行度が高いがん) 約 491 万円	=	約 220 万円	+	約 97 万円	+	

*がん罹患後に発生した医療費の総額を基に、自己負担割合3割として計算(高額療養費制度適用後の金額)

<急性心筋梗塞の場合>

急性心筋梗塞に備えておきたい金額の目安

出典 ③

1年目の費用 約 65.5 万円 治療費*:約55.6万円 交通費・外食費用:約9.9万円	+	2年目以降の費用 約 30.5 万円/年 治療費*:約20.6万円 交通費・外食費用:約9.9万円	×	9年	=	当面10年分の費用で 約 340 万円 〔20年の場合:約645万円〕 〔30年の場合:約950万円〕
--	---	--	---	----	---	--

<脳卒中の場合>

脳卒中に備えておきたい金額の目安

1年目の費用 約 61.2 万円 治療費*:約51.3万円 交通費・外食費用:約9.9万円	+	2年目以降の費用 約 21.1 万円/年 治療費*:約11.2万円 交通費・外食費用:約9.9万円	×	9年	=	当面10年分の費用で 約 251 万円 〔20年の場合:約462万円〕 〔30年の場合:約673万円〕
--	---	--	---	----	---	--

*高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

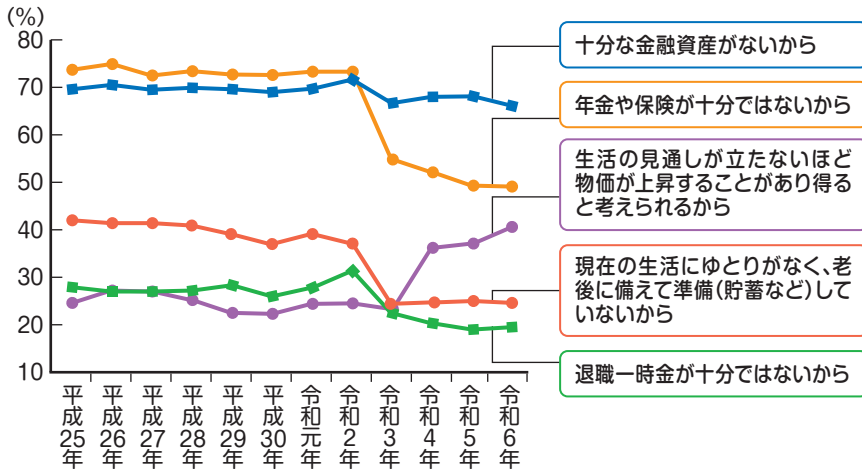
老後等の資金準備のために…… 長生き時代、計画的な自助努力が必要です。

平均寿命は男性81.09歳※、女性87.14歳※となっており、60歳からの人生は約20年もあります。しっかりとした老後の生活設計が必要です。



※日本にいる日本人の平均寿命で
厚生労働省「令和5年 簡易生命表」に基づく

老後の生活を心配する理由(複数回答)



・平成25年～令和4年 金融広報中央委員会
「令和5年(2023年) 家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」
・令和5年以降 金融経済教育推進機構
「家計の金融行動に関する世論調査2024年」(二人以上世帯調査)
をもとに日本生命にて作成

一般的に、ゆとりある老後生活を送るには、**月額約37.9万円**が必要といわれています。しかし、一般的な公的年金給付額は**月額約19.6万円**となっており、不足する部分はご自身で準備する必要があります。

ゆとりある老後生活費※1 月額 **約37.9万円**

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」(月額平均)

高齢無職世帯公的年金給付額※2 月額 **約19.6万円**

総務省統計局「家計調査(家計収支編) 2023年(令和5年)」

不足想定額 月額 **約18.3万円**

※1 夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりのある老後生活を送るための費用の合計額

※2 世帯主が60歳以上・2人以上の無職世帯の場合



6ページ記載データの出典について

出典：① 厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況」

※記載のデータの疾患は、当保険における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

出典：② 【公的医療保険制度対象の治療費】ニッセイ基礎研究所「2024年度 3大疾病への備えと治療の実態に関する調査」から計算

【公的医療保険制度対象外の治療費】<差額ベッド代・食事代(標準負担額)>差額ベッド代：1日当たりの差額ベッド代6,714円×平均合計入院日数66日(ステージⅢ・Ⅳ：119日)=約44万円(ステージⅢ・Ⅳ：約79万円)・食事代(標準負担額)：1日当たりの食事代1,470円(一般所得者/一般病床等の場合)×平均合計入院日数66日(ステージⅢ・Ⅳ：119日)=約9万円(ステージⅢ・Ⅳ：約17万円)(差額ベッド代：厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第591回)資料 主な選定療養に係る報告状況」/食事代(標準負担額)：2024年度の公的医療保険制度に基づいて計算/平均合計入院日数：ニッセイ基礎研究所「2024年度 3大疾病への備えと治療の実態に関する調査」から計算)

【治療費以外の費用】ニッセイ基礎研究所「2024年度 3大疾病への備えと治療の実態に関する調査」から計算/ (株)ダスキンメリーメイドの「家事おてつだいサービス」※2024年11月現在の標準料金を参考に設定。(13,200円(税込)(標準料金1回・1名・2時間)×12回(1カ月に1回程度))家事・育児代行費用の一例として「家事代行」の費用を記載しております。

監修：(公財)日本生命済生会日本生命病院

※当記載内容は、2024年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

出典：③ 【治療費】ニッセイ基礎研究所「2024年度 3大疾病への備えと治療の実態に関する調査」から計算

【交通費・外食費用】日本生命調べ 2022年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算

共済保険

3
保大
障疾
保病
険險

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

ニチレイ共済保険 (団体定期保険)

お申込み手続きについては38ページ～39ページです。制度内容をご確認のうえ、お申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

40ページ～43ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、44ページ～45ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

- ◎ 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。
- ◎ ご本人さま・配偶者さまの保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

保障額と保険料

- ・退職後も継続加入できます。（ただし、退職時点年齢満50歳以上で退職された方。）
- ・効力発生日時点で年齢65歳6カ月超の方は、保障額1,000万円以下のランクからご選択ください。令和8年1月1日現在、年齢65歳6カ月超の方で保障額1,000万円超にご加入の方は、1,000万円以下のランクへ変更の「申込書兼告知書」をご提出ください。

死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)		年齢群団別・男女別月払保険料 (概算)														(保険料の単位: 円)	
		本							人								
保険年齢	性別	5,900	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	600	500	300	200	
		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
15歳～35歳 H2.7.2生～ H23.7.1生	男性	5,074	4,730	4,300	3,870	3,440	3,010	2,580	2,150	1,720	1,290	860	516	430	258	172	
	女性	3,422	3,190	2,900	2,610	2,320	2,030	1,740	1,450	1,160	870	580	348	290	174	116	
36歳～40歳 S60.7.2生～ H2.7.1生	男性	6,431	5,995	5,450	4,905	4,360	3,815	3,270	2,725	2,180	1,635	1,090	654	545	327	218	
	女性	5,428	5,060	4,600	4,140	3,680	3,220	2,760	2,300	1,840	1,380	920	552	460	276	184	
41歳～45歳 S55.7.2生～ S60.7.1生	男性	8,555	7,975	7,250	6,525	5,800	5,075	4,350	3,625	2,900	2,175	1,450	870	725	435	290	
	女性	6,608	6,160	5,600	5,040	4,480	3,920	3,360	2,800	2,240	1,680	1,120	672	560	336	224	
46歳～50歳 S50.7.2生～ S55.7.1生	男性	12,095	11,275	10,250	9,225	8,200	7,175	6,150	5,125	4,100	3,075	2,050	1,230	1,025	615	410	
	女性	9,204	8,580	7,800	7,020	6,240	5,460	4,680	3,900	3,120	2,340	1,560	936	780	468	312	
51歳～55歳 S45.7.2生～ S50.7.1生	男性	17,464	16,280	14,800	13,320	11,840	10,360	8,880	7,400	5,920	4,440	2,960	1,776	1,480	888	592	
	女性	12,331	11,495	10,450	9,405	8,360	7,315	6,270	5,225	4,180	3,135	2,090	1,254	1,045	627	418	
56歳～60歳 S40.7.2生～ S45.7.1生	男性	25,134	23,430	21,300	19,170	17,040	14,910	12,780	10,650	8,520	6,390	4,260	2,556	2,130	1,278	852	
	女性	15,517	14,465	13,150	11,835	10,520	9,205	7,890	6,575	5,260	3,945	2,630	1,578	1,315	789	526	
61歳～65歳 S35.7.2生～ S40.7.1生	男性	38,232	35,640	32,400	29,160	25,920	22,680	19,440	16,200	12,960	9,720	6,480	3,888	3,240	1,944	1,296	
	女性	20,473	19,085	17,350	15,615	13,880	12,145	10,410	8,675	6,940	5,205	3,470	2,082	1,735	1,041	694	
66歳～70歳 S30.7.2生～ S35.7.1生	男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,590	5,754	4,795	2,877	1,918	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,660	2,796	2,330	1,398	932	
71歳 S29.7.2生～ S30.7.1生	男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,530	7,518	6,265	3,759	2,506	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,170	3,702	3,085	1,851	1,234	
72歳 S28.7.2生～ S29.7.1生	男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,850	8,310	6,925	4,155	2,770	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,870	4,122	3,435	2,061	1,374	
73歳 S27.7.2生～ S28.7.1生	男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,390	9,234	7,695	4,617	3,078	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,680	4,608	3,840	2,304	1,536	
74歳 S26.7.2生～ S27.7.1生	男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,180	10,308	8,590	5,154	3,436	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,580	5,148	4,290	2,574	1,716	
75歳 S25.7.2生～ S26.7.1生	男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,280	11,568	9,640	5,784	3,856	
	女性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,560	5,736	4,780	2,868	1,912	

共済保険

3 大疾病保険

医療保険

ハッピーライフ
積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」
記入見本

ゴルフアー保険

「加入依頼書」
記入見本

自動車保険

8



死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)		年齢群団別・男女別月払保険料 (概算)								
		配偶者						子ども		
		1,000 万円	800 万円	600 万円	500 万円	300 万円	200 万円	400 万円	300 万円	200 万円
満18歳~35歳 H2.7.2生~ H20.1.1生	男性	860	688	516	430	258	172	保険年齢 3歳~22歳 H15.7.2生~R5.7.1生 年齢、性別に関係なく 1人一律 280円(確定) 年齢、性別に関係なく 1人一律 210円(確定) 年齢、性別に関係なく 1人一律 140円(確定)		
	女性	580	464	348	290	174	116			
36歳~40歳 S60.7.2生~ H2.7.1生	男性	1,090	872	654	545	327	218			
	女性	920	736	552	460	276	184			
41歳~45歳 S55.7.2生~ S60.7.1生	男性	1,450	1,160	870	725	435	290			
	女性	1,120	896	672	560	336	224			
46歳~50歳 S50.7.2生~ S55.7.1生	男性	2,050	1,640	1,230	1,025	615	410			
	女性	1,560	1,248	936	780	468	312			
51歳~55歳 S45.7.2生~ S50.7.1生	男性	2,960	2,368	1,776	1,480	888	592			
	女性	2,090	1,672	1,254	1,045	627	418			
56歳~60歳 S40.7.2生~ S45.7.1生	男性	4,260	3,408	2,556	2,130	1,278	852			
	女性	2,630	2,104	1,578	1,315	789	526			
61歳~65歳 S35.7.2生~ S40.7.1生	男性	6,480	5,184	3,888	3,240	1,944	1,296			
	女性	3,470	2,776	2,082	1,735	1,041	694			
66歳~70歳 S30.7.2生~ S35.7.1生	男性	9,590	7,672	5,754	4,795	2,877	1,918			
	女性	4,660	3,728	2,796	2,330	1,398	932			
71歳 S29.7.2生~ S30.7.1生	男性	12,530	10,024	7,518	6,265	3,759	2,506			
	女性	6,170	4,936	3,702	3,085	1,851	1,234			
72歳 S28.7.2生~ S29.7.1生	男性	13,850	11,080	8,310	6,925	4,155	2,770			
	女性	6,870	5,496	4,122	3,435	2,061	1,374			
73歳 S27.7.2生~ S28.7.1生	男性	15,390	12,312	9,234	7,695	4,617	3,078			
	女性	7,680	6,144	4,608	3,840	2,304	1,536			
74歳 S26.7.2生~ S27.7.1生	男性	17,180	13,744	10,308	8,590	5,154	3,436			
	女性	8,580	6,864	5,148	4,290	2,574	1,716			
75歳 S25.7.2生~ S26.7.1生	男性	19,280	15,424	11,568	9,640	5,784	3,856			
	女性	9,560	7,648	5,736	4,780	2,868	1,912			

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は効力発生日の属する月の給与から)
- 退職者の保険料はご指定の本人口座から1年分自動振替します。(ニッセイ情報テクノロジー㈱に振替を委託しています。)ニチレイ共済保険、ニチレイ医療保険、ニチレイ3大疾病保障保険に加入されている場合は、保険料を合算して振替えます。保険料の振替は1月13日となります。振替不能となった場合は、翌月12日に再度振替えます。(金融機関定休日の場合は翌営業日)なお、2回連続振替不能となった場合は脱退となり、「被保険者脱退申出書」のご提出が必要となりますのでご注意ください。退職者の保険料については退職者用パンフレットをご確認ください。
- 〈本人・配偶者〉の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和8年1月1日)から適用します。毎月募集の際に加入(*)される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直前の更新日時時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、39ページに記載の団体お問い合わせ先までご照会ください。なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優待割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。**
(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
- 〈子ども〉の保険料は1人あたりの確定保険料です。
- 記載の保険料は、確定保険料を含め、令和7年7月22日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレット(共済保険部分)における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

共済保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

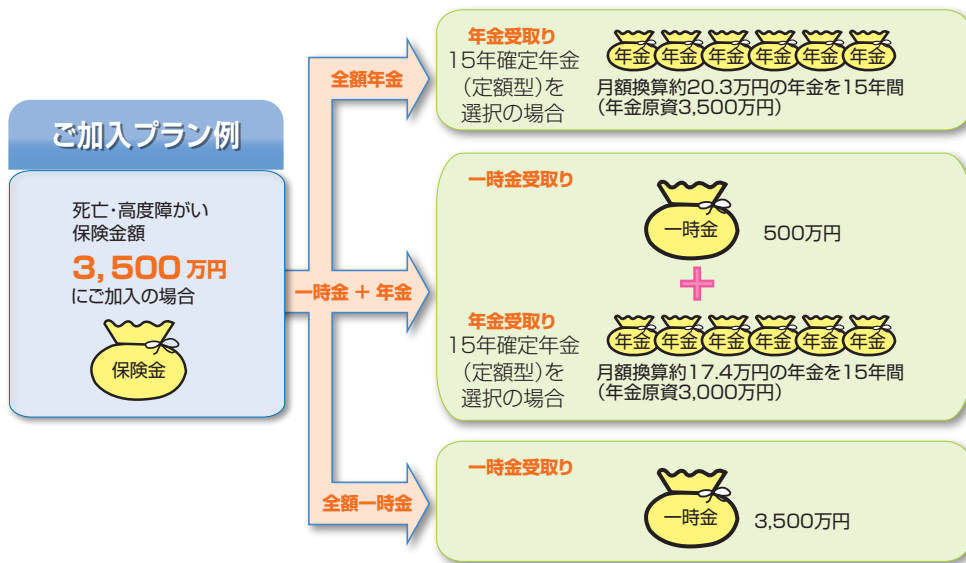
保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

保険金の受取り方法は、保険金請求の際に選択していただきます。



(注)上記の年金額は、令和7年4月9日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

年金の種類と内容 <受取人の方が以下の年金を自由に選ぶことができます。>

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型 ・ 増額型 (年5%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6カ月ごと) ③年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
終身保証期間付	終身(保証期間15年)	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

- ※年金受取人は、死亡保険金(高度障がい保険金)の受取人となります。
- ※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- ※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- ※保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

税務上のお取扱い

<保険料>

●主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当ニッセイ共済保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ニッセイ共済保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

●死亡保険金

《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

<年金>

●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費*

$$* \text{必要経費} = \frac{\text{年金年額} + \text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}} \times \text{除配当金}$$

税務の取扱い等について、令和7年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

共済保険

3 保大疾病保険

医療保険

ハッピーライフ
積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」
記入見本

ゴルフアー保険

「加入依頼書」
記入見本

自動車保険

保険金のお支払事由

- 死亡保険金**……引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
- 高度障がい保険金**……引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。
 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
 （*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい（視力障がい）
 (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはしゃくの障がい
 (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 ① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 (2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。（*2）
- （*1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （*2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（*1）時以後に生じた場合にかぎります。
 （原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
 したがって、原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
 ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
 （以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
 ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
 ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
 ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

保険料会社負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万が一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。

該当する会社は以下の会社となります。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

加入対象者	(株)ニチレイ、(株)ニチレイフーズ、(株)ニチレイフレッシュ、(株)ニチレイロジグループ本社、(株)ニチレイバイオサイエンス、(株)ニチレイ・ロジスティクス北海道、(株)ニチレイ・ロジスティクス東北、(株)キョクレイ、(株)ニチレイ・ロジスティクス東海、(株)ニチレイ・ロジスティクス関西、(株)ニチレイ・ロジスティクス中四国、(株)ニチレイ・ロジスティクス九州、(株)NKトランス、(株)ロジスティクス・ネットワーク、(株)札幌ニチレイサービス、(株)東北ニチレイサービス、(株)東京ニチレイサービス、(株)キョクレイオペレーション、(株)名古屋ニチレイサービス、(株)大阪ニチレイサービス、(株)中四国ニチレイサービス、(株)九州ニチレイサービス、(株)ニチレイ・アイス、(株)キューレイ、(株)フレッシュまるいち、(株)ニチレイフレッシュプロセス、(株)フレッシュチキン軽米、(株)ニチレイフレッシュファーム、(株)ニューハウジング、(株)ニチレイ・ロジスティクスエンジニアリング、(株)ニチレイアウラ、(株)ニチレイビジネスパートナーズの役員・社員（パート・出向者および(株)NKトランス専門職社員を除きます。）・嘱託
保険金	死亡保険金額・高度障がい保険金額 100万円
保険金受取人	団体規定の遺族*

※上記以外の方は加入対象者とはなりません。

※高度障がい保険金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、ヒューリック保険サービス(株)集金代行室宛に、10月17日までにお申し出ください。

(注) 本人（主たる被保険者）のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・ごどもはご加入になりません。

また、配偶者・ごどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

* 団体規定の遺族とは、以下の要領によります。

1. 死亡の当時その収入によって生計を維持し、又は生計を一にしていた者に規定の金額を次の順位で贈与する。
配偶者・子女・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
2. 第1号によって遺族甲慰金を贈与する者がいないときは、子女・父母・孫・祖父母の順位で規定の金額を贈与する。(注、兄弟姉妹はこの場合贈与しない。)
3. 第1号及び第2号にかかわらず遺言又は会社に対する予告でこれらの者のうちの特定の者を指定した場合には、これに従って贈与する。
4. 遺族甲慰金を贈与する者の順位は、前各号にかかわらず必要と認めるときは当該部署責任者の認定によって変更することができる。
5. 遺族甲慰金は特別の事情のある場合は、本社の決裁を得て増額することができる。
6. 第1号及び第2号によって贈与すべき者がいないときは贈与しない。

制度運営および引受保険会社

●当制度は株式会社ニチレイが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したごども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（令和7年6月10日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社 (67.2%) (事務幹事会社) 富国生命保険相互会社 (13.7%)
住友生命保険相互会社 (9.5%) 明治安田生命保険相互会社 (7.2%)
第一生命保険株式会社 (2.4%)

個人情報の取扱いに関する株式会社ニチレイと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、株式会社ニチレイ（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（株式会社ニチレイビジネスパートナーズ・ヒューリック保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<「障がい」の表記>

当パンフレット（共済保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

共済保険

3
保大
障疾
保病
険険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
リ
ャ
イ
フ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

ニチレイ3大疾病保障保険 (3大疾病保障保険) (団体型)

お申込み手続きについては38ページ～39ページです。
制度内容をご確認のうえ、お申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●3大疾病【がん・急性心筋梗塞・脳卒中】に備える一時金の保障 ●死亡保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

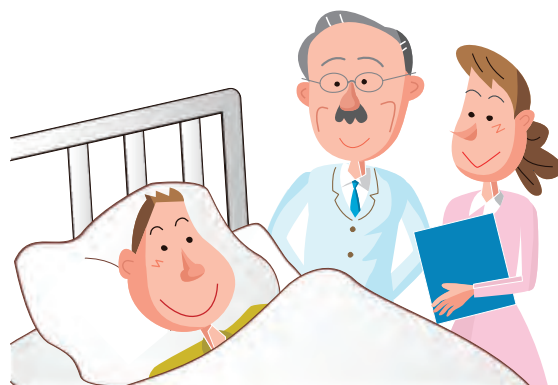
48ページ～51ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、52ページ～53ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える保険です。

- ・所定の3大疾病【がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中】になられた場合に、**3大疾病保険金を一時金**でお受取りになれます。
- ・所定のがん（上皮内新生物等）になられた場合、**上皮内新生物診断保険金（3大疾病保険金の金額の10%）を一時金**でお受取りになれます。
- ・死亡された場合、**死亡保険金（3大疾病保険金と同額）を一時金**でお受取りになれます。
- ・更に、被保険者が保険期間中に余命6カ月以内と判断されるとき、**リビング・ニーズ特約の特約保険金**をお受取りになれます。





主な保障内容

〔主契約および家族特約〕

●被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由		お支払額
3大疾病 保険金	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額
	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき (2)脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内 新生物診 断保険金	加入日(*)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)		保険金額 の10%
死亡 保険金	死亡されたとき		保険金額

※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。

※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。

※がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。

※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。

※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

※上皮内新生物診断保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」 の表記に ついて	「がん(悪性新生物)」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。 「がん(上皮内新生物等)」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。 「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。
---------------------	---

〔リビング・ニーズ特約〕

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ特約 の特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。

※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

●詳細は、19ページ～21ページの該当箇所を必ずご確認ください。

保障額と保険料

●以下の死亡保険金・3大疾病保険金額からご希望の金額をお選びください。

配偶者のみで加入することはできません。

配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

対 象		本人・配偶者 (保険料の単位：円)						
コ ー ス		A	B	C	D	E		
死亡保険金・3大疾病保険金		500万円	400万円	300万円	200万円	100万円		
上皮内新生物診断保険金		50万円	40万円	30万円	20万円	10万円		
3大疾病 保障 保険	満 年 齢 ／ 性 別	15歳～19歳 H18.1.2生～H23.1.1生	男性	970	776	582	388	194
			女性	885	708	531	354	177
		20歳～24歳 H13.1.2生～H18.1.1生	男性	1,150	920	690	460	230
			女性	980	784	588	392	196
		25歳～29歳 H8.1.2生～H13.1.1生	男性	1,225	980	735	490	245
			女性	1,210	968	726	484	242
		30歳～34歳 H3.1.2生～H8.1.1生	男性	1,415	1,132	849	566	283
			女性	1,645	1,316	987	658	329
		35歳～39歳 S61.1.2生～H3.1.1生	男性	1,875	1,500	1,125	750	375
			女性	2,425	1,940	1,455	970	485
		40歳～44歳 S56.1.2生～S61.1.1生	男性	2,415	1,932	1,449	966	483
			女性	3,450	2,760	2,070	1,380	690
		45歳～49歳 S51.1.2生～S56.1.1生	男性	3,785	3,028	2,271	1,514	757
			女性	4,450	3,560	2,670	1,780	890
		50歳～54歳 S46.1.2生～S51.1.1生	男性	5,790	4,632	3,474	2,316	1,158
			女性	5,615	4,492	3,369	2,246	1,123
		55歳～59歳 S41.1.2生～S46.1.1生	男性	8,930	7,144	5,358	3,572	1,786
			女性	6,740	5,392	4,044	2,696	1,348
		60歳～64歳 S36.1.2生～S41.1.1生	男性	13,850	11,080	8,310	5,540	2,770
			女性	8,550	6,840	5,130	3,420	1,710
65歳～69歳 S31.1.2生～S36.1.1生	男性	20,930	16,744	12,558	8,372	4,186		
	女性	11,465	9,172	6,879	4,586	2,293		
70歳 S30.1.2生～S31.1.1生	男性	26,390	21,112	15,834	10,556	5,278		
	女性	13,665	10,932	8,199	5,466	2,733		
71歳(※) S29.1.2生～S30.1.1生	男性	28,470	22,776	17,082	11,388	5,694		
	女性	14,435	11,548	8,661	5,774	2,887		
72歳(※) S28.1.2生～S29.1.1生	男性	30,655	24,524	18,393	12,262	6,131		
	女性	15,220	12,176	9,132	6,088	3,044		
73歳(※) S27.1.2生～S28.1.1生	男性	32,950	26,360	19,770	13,180	6,590		
	女性	16,045	12,836	9,627	6,418	3,209		
74歳(※) S26.1.2生～S27.1.1生	男性	35,355	28,284	21,213	14,142	7,071		
	女性	16,960	13,568	10,176	6,784	3,392		
75歳(※) S25.1.2生～S26.1.1生	男性	37,885	30,308	22,731	15,154	7,577		
	女性	18,010	14,408	10,806	7,204	3,602		

(※)満71歳～満75歳の方は新規加入・増額いただけません。

●当パンフレット(3大疾病保障保険部分)における年齢は満年齢で記載しております。

※「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。

●保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は効力発生日の属する月の給与から)

●退職者の保険料はご指定の本人口座から1年分自動振替します。(ニッセイ情報テクノロジー(株)に振替を委託しています。)ニチレイ共済保険、ニチレイ医療保険、ニチレイ3大疾病保障保険に加入されている場合は、保険料を合算して振替えます。保険料の振替は1月13日となります。振替不能となった場合は、翌月12日に再度振替えます。(金融機関定休日の場合は翌営業日)なお、2回連続振替不能となった場合は脱退となり、「被保険者脱退申出書」のご提出が必要となりますのでご注意ください。退職者の保険料については退職者用パンフレットをご確認ください。

●上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日(令和8年1月1日)から適用します。毎月募集の際に加入(*)される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直前の更新日時点の満年齢でご確認のうえ、詳細は、39ページに記載の団体お問い合わせ先までご照会ください。

保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

共済
保
険

3大
疾
病
保
障
保
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「加入
依
頼
書」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「加入
依
頼
書」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

効力発生日

効力発生日：令和8年1月1日

●当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入（*）可能です。

●毎月募集時に加入（*）される場合は、毎月末日までにヒューリック保険サービス㈱へ「申込書兼告知書」をご提出ください。ヒューリック保険サービス㈱はその翌月に引受保険会社へ「申込書兼告知書」を提出します。

なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。

加入資格

●以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

〈本人〉ニチレイグループの役員・社員（パートおよび出向者を除きます。）・嘱託の方で

新規加入・増額は、年齢満15歳以上満70歳以下の方。

継続加入は、年齢満75歳以下の方。

〈配偶者〉ニチレイグループの役員・社員（パートおよび出向者を除きます。）・嘱託の配偶者の方で

新規加入・増額は、年齢満18歳以上満70歳以下の方。

継続加入は、年齢満75歳以下の方。

〔退職後の継続加入について〕

・本人は、退職時点年齢満50歳以上で退職された方については、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満75歳まで継続加入することができます。

・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満75歳まで継続加入することができます。

※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。

※保険期間の途中で退職された場合、次期更新日までの保険料は一括でお支払いとなります。

〈ご注意〉

(1) ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

(2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）

(3) 配偶者のみで加入することはできません。

(4) 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

(5) 保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。

(6) 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

(7) 被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

保険期間

保険期間は効力発生日～令和8年12月31日までです。

以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

●本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

●更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

●配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日

②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日

●脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。

〈在職者の場合〉

例えば、3月24日に脱退された場合、3月分の保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。

〈退職者の場合〉

例えば、3月24日に脱退された場合、3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。

受取人

●3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金の受取人について：

被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。

●死亡保険金の受取人について：

被保険者が本人の場合、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。被保険者が配偶者の場合、本人です。

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。
- 被保険者は、あらかじめ指定代理請求人をご指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者と次の関係にある人 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 <ul style="list-style-type: none"> (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡保険金受取人 (ク) その他前(オ)～(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人 なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・3大疾病保険金 ・上皮内新生物診断保険金 ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
- 本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

税務上のお取扱い

〈保険料〉

- 主契約および家族特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
 - ※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当ニチレイ3大疾病保障保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ニチレイ3大疾病保障保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金
 - 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
- 死亡保険金
 - 《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
 - 《配偶者》 本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金
 - 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ※特約保険金をお受取り後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、令和7年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

共済保険

3大疾病保険

医療保険

ハッピーライフ
積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険



「加入依頼書」
記入見本

ゴルフ
ファー保険

「加入依頼書」
記入見本


自動車保険

●主契約および家族特約

<p>3大疾病保険金</p>	<p>●被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき</p> <p>①被保険者が加入日（*）以後保険期間中に、加入日（*）前を含めて初めて悪性新生物（別表1）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき （病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。）</p> <p>※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。</p> <p>②被保険者が加入日（*）以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき</p> <p>（ア）急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>（イ）急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において手術（別表6）を受けられたとき</p> <p>③被保険者が加入日（*）以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき</p> <p>（ア）脳卒中（別表3）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>（イ）脳卒中（別表3）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において手術（別表6）を受けられたとき</p> <p>●この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②（ア）または③（ア）の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。 ●3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。 </div>
<p>上皮内新生物診断保険金</p>	<p>●被保険者が加入日（*）以後保険期間中に、加入日（*）前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物（別表4）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物（別表1）、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。 ●上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。 </div>
<p>死亡保険金</p>	<p>●被保険者が保険期間中に死亡されたとき</p>

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

●リビング・ニーズ特約

<p>リビング・ニーズ特約の特約保険金</p>	<p>●被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニーズ特約の特約保険金は支払いません。この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。 ●余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。 ●特約保険金は同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。 </div>
--------------------------------	---

共済保険

3大疾病保険

医療保険

ハッピーライフ
積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」
記入見本

ゴルフアー保険

「加入依頼書」
記入見本

自動車保険

別表1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I21 I22

別表3 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

共済保険

3 大疾病
保障
保険医療
保険ハッピー
積立年金
プランお申込み
手続き傷害
保険「加入
依頼書」
記入
見本ゴルフ
ファー
保険「加入
依頼書」
記入
見本自動車
保険

別表4 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 (C43~C44) のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C44 D00~D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物 (C44)

第5桁性状コード番号	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物 (D00~D09)

第5桁性状コード番号	
／2	・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①~④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術
②開胸術
③ファイバースコープ手術
④血管・バスケットカテーテル手術

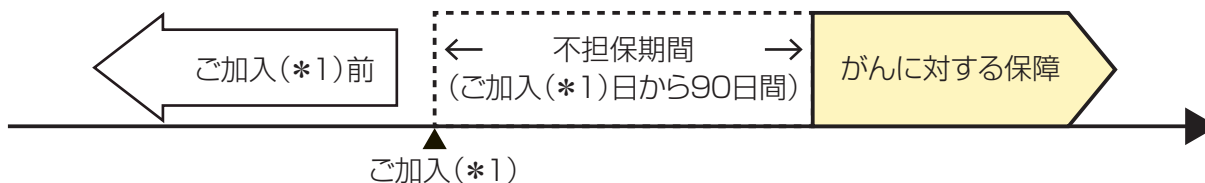
保険金をお支払いしない場合等 (詳細)

がんについて保険金をお支払いしない場合

●がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

＜がんに対する保障のイメージ＞

○がんに対する保障については、ご加入(*1)日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。(急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入(*1)日から保障を開始します。)



●がん(悪性新生物)と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入(*1)前にかん(悪性新生物)と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。

この場合、ご加入(*1)日以後に新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません(*2)。

ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん(上皮内新生物等)、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にかん(悪性新生物)と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん(悪性新生物)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(悪性新生物)の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

●がん(上皮内新生物等)と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入(*1)前にかん(上皮内新生物等)と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

この場合、ご加入(*1)日以後に新たにがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません(*3)。

ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にかん(上皮内新生物等)と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにかん（上皮内新生物等）と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（上皮内新生物等）の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

- (* 1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (* 2) 不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。
- (* 3) 不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

3大疾病保険金

- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入（ * 1 ）日以後に生じた場合にかぎります。（原因となる疾病がご加入（ * 1 ）前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる疾病がご加入（ * 1 ）前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

死亡保険金

- 引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（ * 1 ）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- ・保険契約者の故意。
- ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。（ * 4 ）

(* 4) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

リビング・ニース特約の特約保険金

- 引受保険会社は、リビング・ニース特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。（ * 5 ）

(* 5) ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニース特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニース特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

すべての保険金

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入（ * 1 ）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（ * 1 ）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

- ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。

- （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

当制度は株式会社ニチレイが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社

個人情報の取扱いに関する株式会社ニチレイと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、株式会社ニチレイ（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（株式会社ニチレイビジネスパートナーズ・ヒューリック保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人・指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、「受取人および代理人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<「障がい」の表記>

当パンフレット（3大疾病保障保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
リ
ャ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

ニチレイ医療保険 (総合医療保険 (団体型))

お申込み手続きについては38ページ～39ページです。制度内容をご確認のうえ、お申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

58ページ～61ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、44ページ～45ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要なとなる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
手術給付金 (20倍)※3	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金 (5倍)※3	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。

(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。

<対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等

また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※3)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみならず」を必ずご確認ください。

共済保険

3
保障
大病
保険医療
保険ハ
ツ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ンお
申
込
み
手
続
き傷
害
保
険「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本自
動
車
保
険



保障額と保険料

【月払保険料表（概算）】

（保険料の単位：円）

入院給付金日額		日額 5,000円	日額 3,000円	日額 2,000円
保険年齢				
本人・配偶者	15歳～19歳 (H18.7.2生～H23.7.1生)	575	345	230
	20歳～24歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	885	531	354
	25歳～29歳 (H8.7.2生～H13.7.1生)	1,240	744	496
	30歳～34歳 (H3.7.2生～H8.7.1生)	1,350	810	540
	35歳～39歳 (S61.7.2生～H3.7.1生)	1,335	801	534
	40歳～44歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	1,370	822	548
	45歳～49歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	1,620	972	648
	50歳～54歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	2,095	1,257	838
	55歳～59歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	2,845	1,707	1,138
	60歳～64歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	3,790	2,274	1,516
	65歳～69歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	5,140	3,084	2,056
	70歳 (S30.7.2生～S31.7.1生)	6,535	3,921	2,614
	71歳 (S29.7.2生～S30.7.1生)	7,075	4,245	2,830
	72歳 (S28.7.2生～S29.7.1生)	7,630	4,578	3,052
	73歳 (S27.7.2生～S28.7.1生)	8,175	4,905	3,270
74歳 (S26.7.2生～S27.7.1生)	8,730	5,238	3,492	
75歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	9,270	5,562	3,708	
子ども	0歳～22歳 (H15.7.2生～)	765	459	306

- 保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は効力発生日の属する月の給与から）
- 退職者の保険料はご指定の本人口座から1年分自動振替します。（ニッセイ情報テクノロジー㈱に振替を委託しています。）ニチレイ共済保険、ニチレイ医療保険、ニチレイ3大疾病保障保険に加入されている場合は、保険料を合算して振替えます。保険料の振替は1月13日となります。振替不能となった場合は、翌月12日に再度振替えます。（金融機関定休日の場合は翌営業日）なお、2回連続振替不能となった場合は脱退となり、「被保険者脱退申出書」のご提出が必要となりますのでご注意ください。退職者の保険料については退職者用パンフレットをご確認ください。
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日（今回は令和8年1月1日）から適用します。毎月募集の際に加入（*）される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直前の更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、39ページに記載の団体お問い合わせ先までご照会ください。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群回へ移る方が同額の給付金日額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
（*）保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
- 当パンフレット（医療保険部分）における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
（例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。）

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

効力発生日

効力発生日：令和8年1月1日

●当保険制度は毎月募集しておりますので、上記効力発生日以外でも加入（*）可能です。

●毎月募集時に加入（*）される場合は、毎月末日までにヒューリック保険サービス㈱へ「申込書兼告知書」をご提出ください。ヒューリック保険サービス㈱はその翌月に引受保険会社へ「申込書兼告知書」を提出します。

なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。

加入資格

●以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

〈本人〉公的医療保険制度に加入しているニチレイグループの役員・社員（パートおよび出向者を除きます）・嘱託の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

〈配偶者〉ニチレイグループの役員・社員（パートおよび出向者を除きます）・嘱託と生計を一にする配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

〈子ども〉ニチレイグループの役員・社員（パートおよび出向者を除きます）・嘱託と生計を一にするこどもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。

〔退職後の継続加入について〕

- 本人は、退職時点年齢満50歳以上で退職された方については、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
 - 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
 - 子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。
- ※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

〈ご注意〉

- (1) ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3) 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- (4) 配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、こどもは本人（配偶者が加入している場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- (6) 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

保険期間は効力発生日～令和8年12月31日までです。

以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。

〈在職者の場合〉
例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。

〈退職者の場合〉
例えば、3月24日に脱退された場合、3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。

脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

受取人

●本人（主たる被保険者）・配偶者・こどもの入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

給付金のお支払事由

【入院給付金】

- お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。
ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。
(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下、「加入日(*)」については同じ内容を表しています。
- お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- 複数回の入院をされた場合、以下のようにお取り扱いいたします。
入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【手術給付金(20倍)】

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
ただし、医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
(この場合、継続加入時における医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

- お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。
- お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。
- すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

【ご注意】 給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

税務上のお取扱い

〈保険料〉

●この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojou/>)

※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当ニチレイ医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ニチレイ医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〈給付金〉

●入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和7年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

●当制度は株式会社ニチレイが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

●株式会社ニチレイの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

●この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

個人情報の取扱いに関する株式会社ニチレイと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、株式会社ニチレイ（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（株式会社ニチレイビジネスパートナーズ・ヒューリック保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

<「障がい」の表記>

当パンフレット（医療保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

共済
保険

3
保
障
保
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

自
動
車
保
険

MEMO

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険險

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

ハッピーライフ積立年金プラン (拠出型企業年金保険)

お申込み手続きについては38ページ～39ページです。制度内容をご確認のうえ、お申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

62ページ～65ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

加入(増額)日

令和8年1月1日(ただし、半年払の掛金部分の加入(増額)日は令和8年6月1日です。)

特徴

2つのコースの特徴を活かした加入をお勧めします。

Aコース(税制適格コース)

満15歳以上かつ掛金払込期間満了日までの期間が10年以上ある方が対象です。年間払込保険料100,000円を上限に、個人年金保険料控除の対象となります。(※1～3をあわせてご覧ください。)早いうちから年金確保に備えたい方に。

Bコース(自由選択コース)

満15歳以上かつ掛金払込期間満了日までの期間が2年以上ある方が対象です。年間払込保険料100,000円を上限に、一般生命保険料控除の対象となります。(※1～3をあわせてご覧ください。)資金ニーズにも対応できます。更に年金積立を上積みされたい方、急な出費にも備えたい方に。

	Aコース(税制適格コース)	Bコース(自由選択コース)
税務上のお取扱い	ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除とは別枠で、「 個人年金保険料控除 」の対象です。年間払込保険料が100,001円以上の場合、所得税について控除額は一律50,000円となります。(※1～3をあわせてご覧ください。)	ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、「 一般生命保険料控除 」の対象です。年間払込保険料が100,001円以上の場合、所得税について控除額は一律50,000円となります。(※1～3をあわせてご覧ください。)
掛金の払込中断	お取扱いできません。	災害や疾病・障がい、教育などの事由に該当する場合、 掛金のお払込みを中断することができます。 詳しくは35ページをご確認ください。
保険料積立金の一部受取り(減口)	お取扱いできません。	災害や疾病・障がい、教育などの事由に該当する場合、 保険料積立金の一部を受取ることができます。 詳しくは35ページをご確認ください。
掛金払込期間満了時	10年確定年金プラン 15年確定年金プラン 15年保証期間付終身年金プラン のいずれかを選択いただけます。	10年確定年金プラン 15年確定年金プラン 15年保証期間付終身年金プラン または、 一時金受取プラン のいずれかを選択いただけます。
掛金払込期間満了日は満70歳に達した日とします。		

※1 当ハッピーライフ積立年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ハッピーライフ積立年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。詳細は36ページの「税務上のお取扱い」をご覧ください。

※2 平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当ハッピーライフ積立年金プランは旧契約に該当するため、平成24年1月1日以降も上表に記載の内容が適用されます。

なお、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

※3 令和7年6月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

共済保険

3 保障
大疾病
保険

医療
保険

ハッピー
ライフ
積立
年金
プラン

お申
込み
手続
き

傷
害
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

ゴル
ファー
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

自動
車
保
険



ご加入例



Aさん(35歳)の場合

…年金は確保したいが、災害や子どもの教育費用などの急な出費にも備えたい。

① まずは**個人年金保険料控除適用のAコース**で、年間10万円を積立て。
(30ページ※1~3をあわせてご覧ください。)

<Aコース>

- 掛金：月払 5,000円（1口1,000円で5口加入） 半年払 20,000円（1口10,000円で2口加入）
- 掛金払込期間満了年齢：70歳

年間10万円
積立てた場合の
給付額試算表

積立期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) 払込掛金累計額 到達年に枠囲み (約) (円)	年金プラン			
			10年確定年金 基本年金月額 男女共通 (約) (円)	15年確定年金 基本年金月額 男女共通 (約) (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額	
					男性 (約) (円)	女性 (約) (円)
1	100,000	97,200	800	500	500	400
2	200,000	195,400	1,700	1,100	1,000	900
3	300,000	294,500	2,500	1,700	1,500	1,400
4	400,000	394,700	3,400	2,300	2,000	1,800
5	500,000	496,000	4,300	2,900	2,600	2,300
6	600,000	598,200	5,200	3,600	3,100	2,800
7	700,000	701,500	6,100	4,200	3,600	3,300
8	800,000	805,900	7,000	4,800	4,200	3,800
9	900,000	911,400	7,900	5,400	4,700	4,300
10	1,000,000	1,018,000	8,900	6,100	5,300	4,800
15	1,500,000	1,568,000	13,700	9,400	8,200	7,500
20	2,000,000	2,147,800	18,800	12,900	11,200	10,200
25	2,500,000	2,759,400	24,100	16,600	14,400	13,200
30	3,000,000	3,404,900	29,800	20,500	17,800	16,300
35	3,500,000	4,086,000	35,800	24,600	21,400	19,500

実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。
記載の金額については、34ページの〈当パンフレットに記載の給付額について〉をご確認ください。

② 次に**Bコース**で年金の上乗せを。**Bコース**なら、急な出費*1にも備えられます。

- *1 Bコースのご加入者(被保険者)は、災害や疾病・障がい、教育、結婚などの事由に該当する場合にかぎり、20万円以上1万円単位で保険料積立金の一部を受取ることができます。詳細は35ページをご確認ください。

<Bコース>

- 掛金：月払 10,000円（1口1,000円で10口加入）
半年払 50,000円（1口10,000円で5口加入）

34ページの給付額試算表を
ご参照ください。



Bさん(55歳)の場合

…すでに加入しているコースに更に積立金を上積みしたい。

余剰金があるときに一時払(追加加入時)で積立金を上乗せしよう。

Bコースで退職後の備えを。

掛金払込期間満了日までの期間が2年以上あれば加入できます。

Cさん(25歳)の場合

…早いうちから将来の年金のことは考えておきたい。

積立ては始めるつもりだけど、続けられるかな…。

Bコースなら、掛金の払込中断など、柔軟な対応が可能です*2。

- *2 Bコースのご加入者(被保険者)は、災害や疾病・障がい、教育、結婚などの事由に該当する場合にかぎり、掛金のお払込みを中断することができます。詳細は35ページをご確認ください。



共済保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

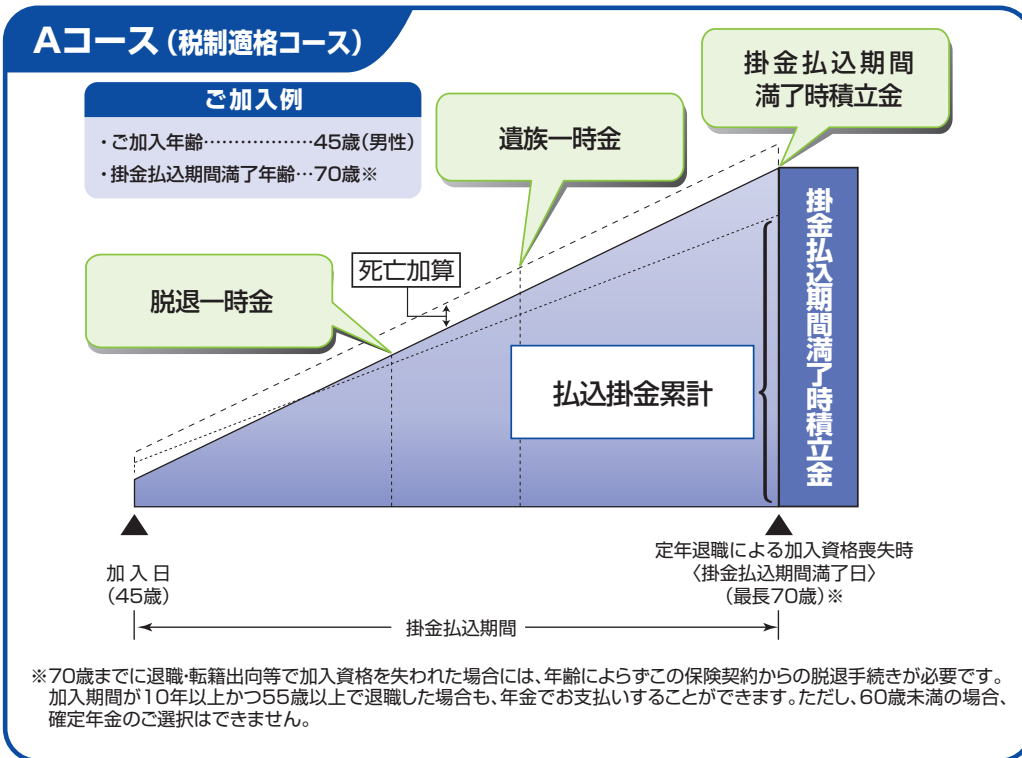
「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

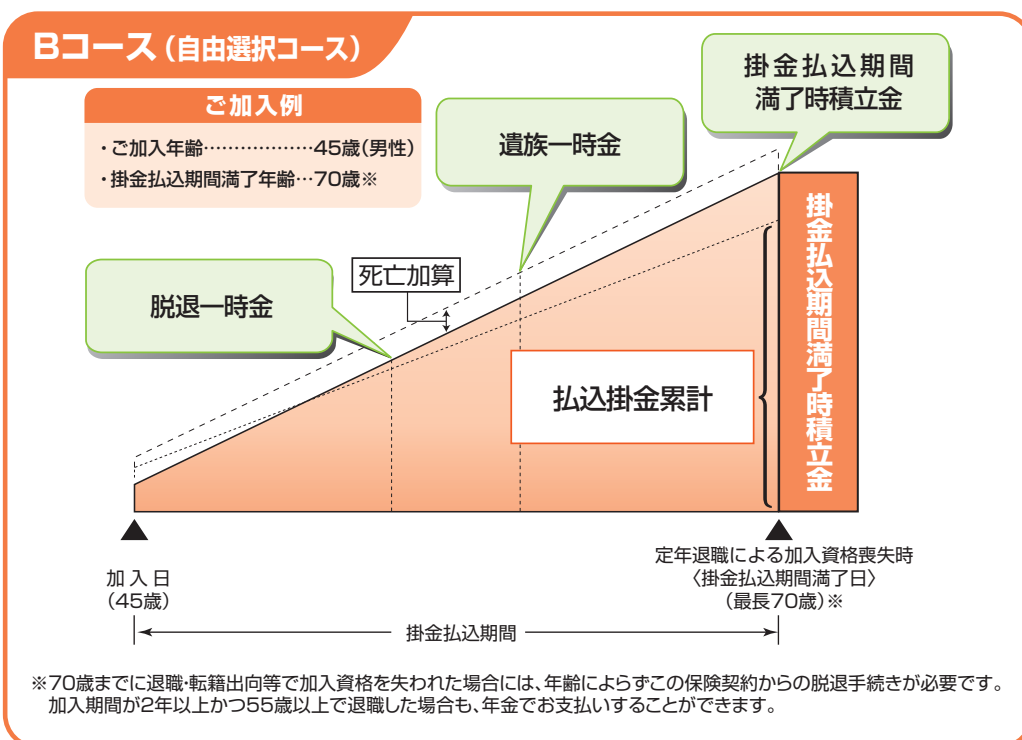
この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース(税制適格コース)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。Bコース(自由選択コース)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(令和7年6月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図



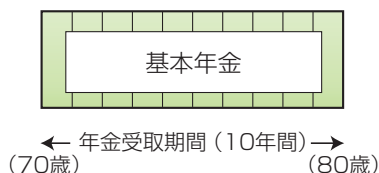
掛金払込期間満了時に選択



- 加入資格を満たせば両方のコースにご加入になれますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

掛金払込期間満了後の給付内容

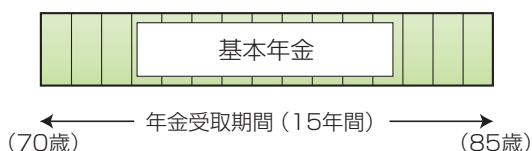
10年確定年金プラン



《年金受取期間中》

10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

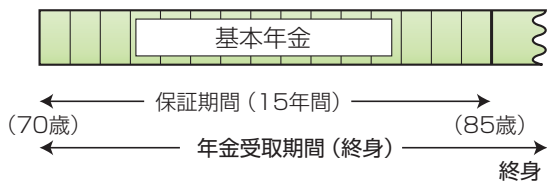
15年確定年金プラン



《年金受取期間中》

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

15年保証期間付終身年金プラン



《保証期間中》

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)

15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

《保証期間経過後》

ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

一時金受取プラン

掛金払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

給付額試算表

この商品は、積立金額が払込掛金累計額（元本）を上回るには、一定の期間を要する場合があります。（下表の例の場合、月払：6年間、半年払：8年間）

下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は〈当パンフレットに記載の給付額について〉をご確認ください。

●月払10口 10,000円加入の場合（掛金払込期間満了年齢：70歳）

積立期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金プラン(※)			
			10年確定年金 基本年金月額 男女共通 (円)	15年確定年金 基本年金月額 男女共通 (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額	
					男性 (円)	女性 (円)
1	120,000	117,000	(1,000)	(700)	(600)	(500)
2	240,000	235,200	(2,000)	(1,400)	(1,200)	(1,100)
3	360,000	354,500	(3,100)	(2,100)	(1,800)	(1,600)
4	480,000	475,100	(4,100)	(2,800)	(2,400)	(2,200)
5	600,000	596,900	(5,200)	(3,500)	(3,100)	(2,800)
6	720,000	720,000	(6,300)	(4,300)	(3,700)	(3,400)
7	840,000	844,300	(7,400)	(5,000)	(4,400)	(4,000)
8	960,000	969,900	(8,500)	(5,800)	(5,000)	(4,600)
9	1,080,000	1,096,800	(9,600)	(6,600)	(5,700)	(5,200)
10	1,200,000	1,225,100	10,700	(7,300)	(6,400)	(5,800)
15	1,800,000	1,887,000	16,500	11,300	(9,800)	(9,000)
20	2,400,000	2,584,800	22,600	15,500	13,500	12,300
25	3,000,000	3,320,900	29,100	20,000	17,400	15,900
30	3,600,000	4,097,700	35,900	24,600	21,400	19,600
35	4,200,000	4,917,400	43,100	29,600	25,700	23,500

●半年払5口 50,000円加入の場合（掛金払込期間満了年齢：70歳）

積立期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金プラン(※)			
			10年確定年金 基本年金月額 男女共通 (円)	15年確定年金 基本年金月額 男女共通 (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額	
					男性 (円)	女性 (円)
1	100,000	96,800	(800)	(500)	(500)	(400)
2	200,000	194,600	(1,700)	(1,100)	(1,000)	(900)
3	300,000	293,300	(2,500)	(1,700)	(1,500)	(1,400)
4	400,000	393,100	(3,400)	(2,300)	(2,000)	(1,800)
5	500,000	493,900	(4,300)	(2,900)	(2,500)	(2,300)
6	600,000	595,700	(5,200)	(3,500)	(3,100)	(2,800)
7	700,000	698,600	(6,100)	(4,200)	(3,600)	(3,300)
8	800,000	802,500	(7,000)	(4,800)	(4,200)	(3,800)
9	900,000	907,500	(7,900)	(5,400)	(4,700)	(4,300)
10	1,000,000	1,013,600	(8,800)	(6,100)	(5,300)	(4,800)
15	1,500,000	1,561,200	13,600	(9,400)	(8,100)	(7,400)
20	2,000,000	2,138,500	18,700	12,800	11,200	10,200
25	2,500,000	2,747,500	24,000	16,500	14,400	13,100
30	3,000,000	3,390,100	29,700	20,400	17,700	16,200
35	3,500,000	4,068,300	35,600	24,500	21,300	19,500

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

(※) Bコース（自由選択コース）の年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。

なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入者数が月払2,182口、半年払616口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）（令和7年6月10日現在）、および引受割合（令和7年6月10日現在）に基づき計算しております。
 - この保険契約における令和7年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をすることがあります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
- 年度（令和8年1月1日～令和8年12月31日）途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差し引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

ご加入に際して

	Aコース(税制適格コース) 【個人年金保険料控除】	Bコース(自由選択コース) 【一般生命保険料控除】
加入資格	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日現在正常に勤務されており、満15歳以上かつ掛金払込期間満了日までの期間が10年以上あるニチレイグループの役員・社員(パートを除きます。)の方。 	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日現在正常に勤務されており、満15歳以上かつ掛金払込期間満了日までの期間が2年以上あるニチレイグループの役員・社員(パートを除きます。)の方。
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。 	
掛金の減額	<ul style="list-style-type: none"> ●月払 1口あたり1,000円とし、最低5口以上最高999口まで加入できます。 ●半年払 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高999口まで加入できます。 ●一時払(1月1日付) 1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高9,999口まで加入できます。 ●掛金はご加入者(被保険者)負担です。 ●月払および半年払については掛金1,000円あたり10円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。 ●月払掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は1月給与から) ●半年払掛金は年2回の賞与から控除します。(第1回目は上期賞与から) ●一時払掛金のお払込みは1月とし、団体指定の口座に振込みいただけます。 ●半年払・一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。 ●掛金払込期間満了日：満70歳に達した日とします。 ●掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が1年以上ある方にかぎりです。 	
掛金の減額	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1の事由に該当する場合にかぎり、掛金を減額することができます。掛金の減額のお申込みは募集期間中にかぎりです。ただし、各コースごとに月払5口・半年払1口を最低残すものとします。 <p>＜別表1＞</p> <p>①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)</p> <p>⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障のある場合</p>	
掛金の払込中断	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金のお払込みを中断することはできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●上記(別表1)の事由に該当する場合にかぎり、掛金のお払込みを中断することができます。(ただし、月払掛金のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払・半年払両方の掛金のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払掛金のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。)なお、掛金の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また、半年払掛金部分の死亡加算はありません。
保険料積立金の一部受取り(減口)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。(保険料積立金の一部受取りを必要とされる場合には、Aコース(税制適格コース)から脱退いただく必要があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●(別表2)の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いたします。 ●掛金の減額、掛金の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。 <p>＜別表2＞</p> <p>①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)</p> <p>⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済</p>
受取人	<ul style="list-style-type: none"> ●年金(年金にかえての一時金を含む)、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。 ●遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。 	
配当金	<ul style="list-style-type: none"> ●年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。 ●掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。 ●毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。 	

共済保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

給付内容

【掛金払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金
- 加入期間がAコース（税制適格コース）の場合は10年以上、Bコース（自由選択コース）の場合は2年以上、かつ55歳以上で退職した場合も、年金でお支払いすることができます。ただし、Aコース（税制適格コース）のご加入者（被保険者）で60歳未満の場合、確定年金の選択はできません。
- 年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- Bコース（自由選択コース）の年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【掛金払込期間中の給付内容】

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍、半年払掛金の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規加入や増額される場合、月払掛金部分の死亡加算は1月1日から、半年払掛金部分の死亡加算は6月1日から適用されます。

税務上のお取扱い

<保険料>

- 制度運営費については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象ではありません。
- Aコース（税制適格コース）のご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
- Bコース（自由選択コース）のご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。
- ※ 当ハッピーライフ積立年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ハッピーライフ積立年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- ※ 平成23年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当ハッピーライフ積立年金プランは旧契約に当たり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
① 旧契約のみで控除額を計算
② 新契約のみで控除額を計算
③ 旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

<年金・一時金>

- 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。
- 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}})$$
 - 脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円} \times) \times \frac{1}{2}$$

* 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。
 - 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和7年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は株式会社ニチレイが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合（令和7年6月10日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社（60%）（事務幹事会社） 第一生命保険株式会社（30%）
富国生命保険相互会社（10%）

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

共済保険

3
保障
大病
保険

医療
保険

ハ
ッピ
ーラ
イフ
積立
年金
プラン

お申
込み
手続
き

傷
害
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

ゴルフ
ファー
保険

「加入
依頼書」
記入
見本

自動車
保険

個人情報の取扱いに関する株式会社ニチレイと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、株式会社ニチレイ（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（株式会社ニチレイビジネスパートナーズ・ヒューリック保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

<「障がい」の表記>

当パンフレット（ハッピーライフ積立年金プラン部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

＜お申込み手続き＞

- 新規に加入される方は、専用webサイトでお手続きいただくか、「申込書兼告知書」をヒューリック保険サービス(株)集金代行室へご提出ください。また、共済保険および3大疾病保障保険で本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
- すでに共済保険および3大疾病保障保険に加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用webサイトおよび「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)
- この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- すでに共済保険もしくは3大疾病保障保険に加入されている方で、死亡保険金受取人の変更(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用webサイトおよび「申込書兼告知書」での指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。)
- この場合、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。
- その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、専用webサイトでお手続きいただくか、「申込書兼告知書」をご提出ください。(ハッピーライフ積立年金プランを脱退される場合は、「異動通知兼給付金請求書」をご提出ください。)
- ◎加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。
- ただし、すでに加入されている方で脱退される方はお手続きが必要です。(ハッピーライフ積立年金プランを脱退される場合は、「異動通知兼給付金請求書」をご提出ください。)

【「申込書兼告知書」記入上の注意】

- 「申込書兼告知書」に必要事項を黒ボールペンで記入いただき、押印のうえ、お申込みください。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

△記入見本△

「申込書兼告知書」左面

ニチレイ共済保険
ニチレイ医療保険
ハッピーライフ積立年金(提出型)企業年金保険

ニチレイ3大疾病保障保険

株式会社ニチレイ

1ニッセイ用
No. 000010

日本生命保険相互会社 行

申込書兼告知書

事業所コード 510000	所属コード 12345	被保険者番号 123456	申込日(告知日) 令和 071010	申込締切日 令和 71017	効力発生日 令和 8111
家族区分 本人 00	被保険者氏名 ニチレイ タロウ	性別 男性	生年月日 610302	申込(告知)印 印	
6 共済保険 申込内容(万円) 3500	7 死亡保険金受取人 ニチレイ ハナコ	8 指定代理請求人 ニチレイ ハナコ	3 家族区分 配偶者 01 被保険者氏名 ニチレイ ハナコ 性別 女性 生年月日 630110 申込(告知)印 印 4 3 親族 5 配偶者 6 子 7 孫 8 兄弟姉妹 9 その他		
3大疾病保障保険 申込内容(万円) 500	7 死亡保険金受取人 ニチレイ ハナコ	8 指定代理請求人 ニチレイ ハナコ	6 共済保険 申込内容(万円) 1000 7 死亡保険金受取人 シュタルヒホクンシヤ 8 指定代理請求人 シュケイクワヒホクンシヤ		
医療保険 申込内容(万円) 50000	6 共済保険 申込内容(万円) 300	7 死亡保険金受取人 シュケイクワヒホクンシヤ	3 家族区分 子ども 被保険者氏名 ニチレイ イチロウ 性別 男性 生年月日 271220 申込(告知)印 印 4 3 親族 5 配偶者 6 子 7 孫 8 兄弟姉妹 9 その他		
6 共済保険 申込内容(万円) 300	7 死亡保険金受取人 シュケイクワヒホクンシヤ	8 指定代理請求人 シュケイクワヒホクンシヤ	3 家族区分 子ども 被保険者氏名 ニチレイ ケイコ 性別 女性 生年月日 310101 申込(告知)印 印 4 3 親族 5 配偶者 6 子 7 孫 8 兄弟姉妹 9 その他		
医療保険 申込内容(万円) 20000	6 共済保険 申込内容(万円) 3000	7 死亡保険金受取人 シュケイクワヒホクンシヤ	3 家族区分 子ども 被保険者氏名 ニチレイ ケイコ 性別 女性 生年月日 310101 申込(告知)印 印 4 3 親族 5 配偶者 6 子 7 孫 8 兄弟姉妹 9 その他		

右面もご確認ください。

共済保険もしくは3大疾病保障保険にすでに加入されている方で、本人の死亡保険金受取人を変更される場合は「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。

共済保険、3大疾病保障保険で、「死亡保険金受取人指定書」は異なります。両方の保険にご加入の方は、それぞれご提出ください。

新規でご加入の方は、「死亡保険金受取人指定書」のご提出は不要です。ただし、受取人を複数人設定される場合等はご提出が必要です。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

共済保険

3大疾病保障

医療保険

ハッピーライフ積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」記入見本

ゴルフ保険

「加入依頼書」記入見本

自動車保険

事業所コード 517000	所属コード 12345	被保険者番号 123456
告知欄 共済保険 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。 *主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。 ①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)]	告知欄 3大疾病保障保険 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。 *主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。なお、質問事項>1項に該当する申込者は加入いただけません。 ①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項>2-4項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)]	告知欄 医療保険 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。 *主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。 ①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)]
ニチレイ ハナコ	ニチレイ ハナコ	ニチレイ ハナコ

項目	チェック項目	チェック欄
①	被保険者番号欄に、社員番号(6桁)を右づめでご記入ください。	
②	この「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 一斉募集の募集期間は令和7年10月1日から令和7年10月17日までです。募集期間内にお申込みください。	
③	氏名はすべてカタカナでご記入ください。 共済保険・医療保険に配偶者・子ども申込みされる場合、本人と同様にご記入ください。 3大疾病保障保険に配偶者も申込みされる場合、本人と同様にご記入ください。 加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。	
④	性別・年号に○印、生年月日をご記入ください。	
⑤	必ず押印してください。(スタンプ印可)	
⑥	・共済保険に加入される方は、8ページ~9ページの保険金額からご選択のうえ、ご記入ください。 ・3大疾病保障保険に加入される方は、16ページの保険金額からご選択のうえ、ご記入ください。 ・医療保険に加入される方は、25ページの入院給付金日額からご選択のうえ、「右づめ」でご記入ください。 ・ハッピーライフ積立年金プランに加入される場合、申込口数を月払・半年払それぞれ「右づめ」でご記入ください。 脱退される場合はそれぞれの保険金額・入院給付金日額欄に(0)とご記入ください。 ハッピーライフ積立年金プランについては、給付金の請求が必要となりますので、「異動通知兼給付金請求書」をご提出ください。 子どもが複数人加入いただいている方で、特定の方が脱退される場合は、余白に加入資格喪失理由をご記入ください。 (例:就職により脱退)	
⑦	医療保険またはハッピーライフ積立年金プランのみ加入を希望される場合、記入は不要です。 共済保険もしくは3大疾病保障保険に新規に加入される方 本人の死亡保険金受取人を配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹からご指定のうえ、氏名・続柄コード・人数をご記入ください。	
⑧	共済保険、医療保険、ハッピーライフ積立年金プランのみ加入を希望される場合、記入は不要です。 3大疾病保障保険に新規に加入される方 指定代理請求人を指定される方は「指定する」に○印を記入し、氏名(カタカナ)・続柄コードをご記入ください。 続柄コードは「申込書兼告知書」の裏面の<指定代理請求人>をご参照のうえ、数字でご記入ください。 指定されない方は「しない」に○印をご記入ください。 すでに3大疾病保障保険に加入されている方 指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は「指定代理請求人指定書」をご提出ください。 (「申込書兼告知書」での指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。) この場合、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社へ受付けた日です。	
⑨	共済保険・3大疾病保障保険・医療保険の新規加入・増額を希望される方は、「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認ください。 本人(主たる被保険者)が新規加入・増額の申込みをされる方の告知をとりまとめるうえ、1または2に○印をご記入ください。 [1に○印] 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合 [2に○印※] 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や、質問事項に対する答えに迷われる場合 ※【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」を商品ごとにご提出ください。 別途、「被保険者の告知書」を提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。	
注	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。	

ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問い合わせ先> ヒューリック保険サービス株式会社 TEL 0120-353-457 FAX 03-3864-5453
【受付時間 月曜日~金曜日9:00~17:00(12/30~1/3、土日祝を除く。)]

<日本生命お問い合わせ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター
<ニチレイ共済保険・ニチレイ3大疾病保障保険・ニチレイ医療保険> TEL 0120-563-925(通話料無料)
<ハッピーライフ積立年金プラン> TEL 0120-563-924(通話料無料)
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。
ニチレイ共済保険(930-99565) ニチレイ3大疾病保障保険(939-33)
ニチレイ医療保険(900-95074) ハッピーライフ積立年金プラン(970-91495)
【受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

ニチレイ共済保険 ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

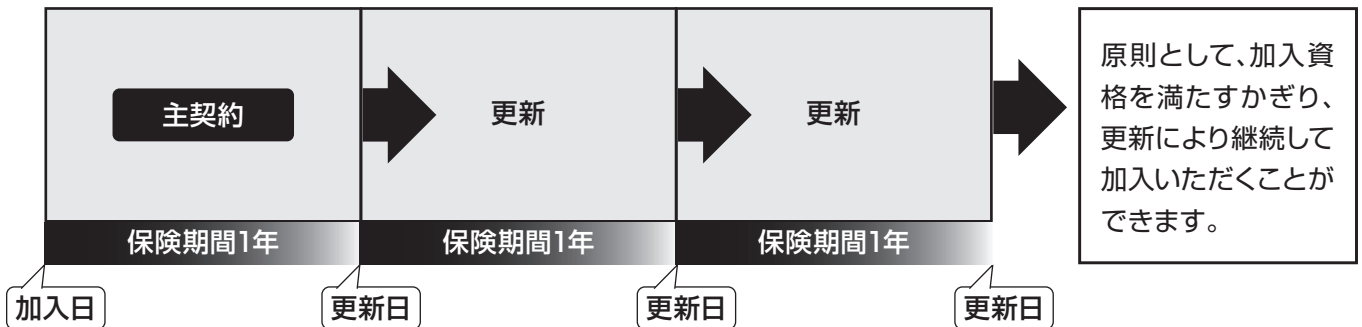
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。
- この保険には一部の会社で、会社が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が付保されています。詳しくは13ページの「保険料会社負担部分について」をご確認ください。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、8ページ～9ページの該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、10ページの該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、10ページの該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、10ページおよび13ページの該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、10ページの該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、13ページの該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 株式会社ニチレイ
事務幹事会社 日本生命保険相互会社
日本2022団基-77-1(2023.11.27)
日本-団-2025-707-11047-M(R7.7.31) 団A簡-A型B年JP

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。ご確認ください。

※告知に関しては、44ページ～45ページの「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、または10ページに記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、12ページに記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、10ページに記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、12ページに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために

団体定期保険・医療保険(※)セット

(※)医療保険の対象商品：総合医療保険(団体型)・新医療保障保険(団体型)・医療保障保険(団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え いただいただけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社があります。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(※)
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (※)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

(*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力(記入)ください。
- 入力(記入)いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

○web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

【団体定期保険】

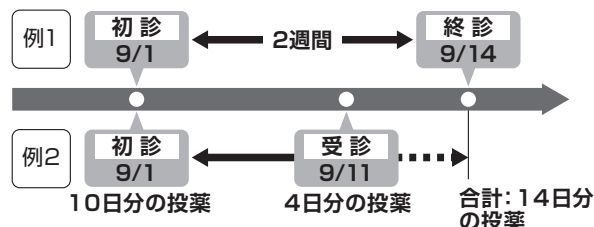
1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病气やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病气やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

【医療保険】

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病气やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことはありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間(*)以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間(*)以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間(*)以上の場合や、合計2週間(*)分以上の投薬を受けた場合は、「2週間(*)以上」となります。
※医療保険の場合は、7日間となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・ 妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
 - web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
- ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
 なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！

※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 A病院にて入院の後、手術のため
 B病院へ転院した。その後経過良
 好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。転院前のA病院での入院期間（2日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 入院を伴わない手術は支払いの対
 象にならないと思い、手術給付金
 の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。
 保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

MEMO

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険險

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

ニチレイ 3大疾病保障保険 ご契約の概要について【契約概要】

3大疾病保障保険（団体型）

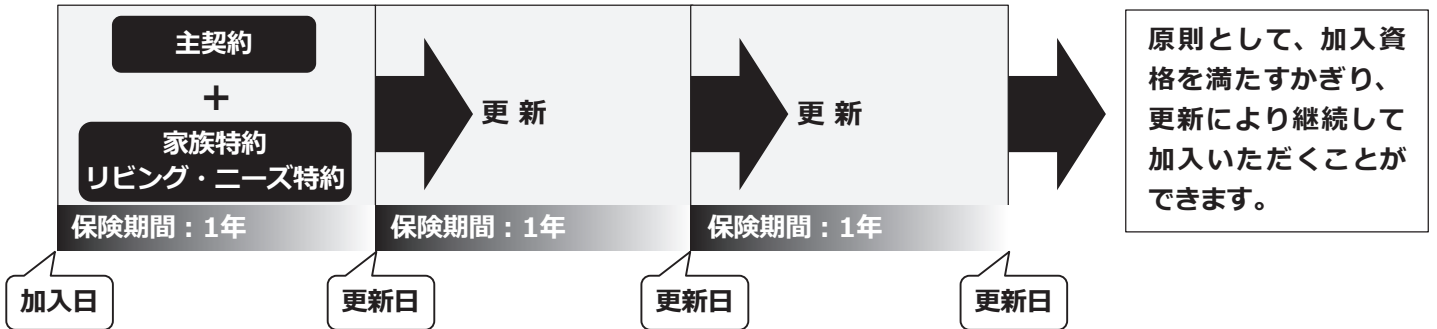
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図（イメージ）



主な保障内容

〔主契約および家族特約〕

- 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由		お支払額
3大疾病 保険金	①がん (悪性新生物)	加入日（*）前を含めて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき（加入日（*）から90日以内に診断確定された場合を除く）	保険金額
	②急性心筋梗塞	加入日（*）以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の（1）または（2）に該当したとき （1）初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき （2）急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	③脳卒中	加入日（*）以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の（1）または（2）に該当したとき （1）初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき （2）脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内 新生物診断 保険金	加入日（*）前を含めて初めてがん（上皮内新生物等）と診断確定されたとき（加入日（*）から90日以内に診断確定された場合を除く）		保険金額 の10%
死亡保険金	死亡されたとき		保険金額

- ※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
- ※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
- ※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
- ※がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。
- ※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。
- ※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- ※上皮内新生物診断保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の表記について	<p>「がん（悪性新生物）」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」は含みません。</p> <p>「がん（上皮内新生物等）」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」をいいます。</p> <p>「がん」は「がん（悪性新生物）」と「がん（上皮内新生物等）」をあわせたものをいいます。</p>
-------------	--

〔リビング・ニーズ特約〕

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ特約の特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。

※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

- 詳細は、14ページ～22ページの該当箇所を必ずご確認ください。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、16ページの該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、17ページの該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、17ページの該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、17ページの該当箇所をご確認ください。

配当金

- この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。
- 詳細は、23ページの該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39ページに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 株式会社ニチレイ
引受保険会社 日本生命保険相互会社
日本2021団基-68-1（2022.7.22）
日本-団-2025-707-11050-M（R7.7.31）3疾B簡_年JP家リ

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

3大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（*）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みに際してはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
- 52ページ～53ページの「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」、または17ページに記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

- この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約および家族特約】

- 次のいずれかによる場合

- ・加入日（*）前または加入日（*）からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
- ・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日（*）前に生じているとき

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合

- ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、21ページ～22ページに記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、17 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、19ページ～22ページに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があらわれる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくは18ページの「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39 ページに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39 ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

K2021-532 日本2021 団基-95 (2022.3.9) 3疾@家リ

日本-団-2025-707-11050-M (R7.7.31)

正しく告知いただくために

3大疾病保障保険(団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知いたします。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分で確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただただけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社があります。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合(責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます)には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保障保険については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴(病名、治療期間等)、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

(*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

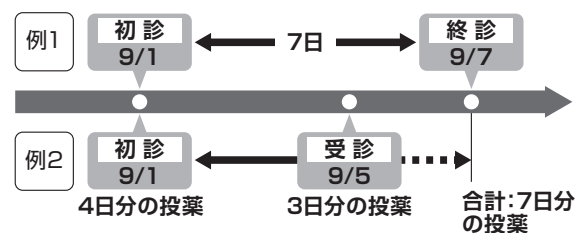
- 主契約の被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力(記入)ください。
※質問事項1項で「はい」に該当される方は、加入いただけません。
- 入力(記入)いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

1. 今までに、がん(肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む)と診断されたことがありますか。
2. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(主契約の被保険者のみ)
3. 申込日から過去3カ月以内に、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。
4. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*2、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・ 妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

MEMO

共済
保険

3
大疾
保障
保病
険

医
療
保
険

ハ
ツ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。
 なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、この登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
 - ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
 - ③治療給付率
 - ④入院給付金日額
 - ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
 - ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
 - ⑦契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。
 また、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度(ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金日額 × 10	お支払限度はございません(ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

- *1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- *2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限り、ます。
- *3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

(1) 次のすべての条件を満たす入院をしたとき

- ① その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日以前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

- ② 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
 医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
 (注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

- ③ 1泊2日以上継続した入院であること
- ④ 別表3に定める病院または診療所における入院であること

(2) 次のすべての条件を満たす入院をしたとき

- ① 骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
- ② 1泊2日以上継続した入院であること
- ③ 別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金の支払に関するその他の事項

(1) 2回以上入院をされた場合

それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

(2) 入院中に入院給付金日額の減額があった場合

入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。

(3) 入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

(1) 次のすべての条件を満たす手術をしたとき

- ① その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること
 (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日以前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

- ② 治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
 (注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。

- ③ 次の(a)(b)いずれかの手術であること
 (a) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。ただし、次に定めるものを除きます。

- (i) 創傷処理
 - (ii) 皮膚切開術
 - (iii) デブリードマン
 - (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な修復術、修復固定術および授動術
 - (v) 外耳道異物除去術
 - (vi) 鼻内異物摘出術
 - (vii) 抜歯手術
- (b) 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
 - (ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
- なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

- (2) 次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
- ① (1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
 - ② 別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1) 同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
- お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2) 一連の手術を受けた場合
- お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3) 入院中に保険期間が満了した場合
- 保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
- (1) その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
- (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (2) 治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
- 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
- (3) 次のいずれかの放射線治療であること
- ① 医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている手術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)
 - ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による手術
- (4) すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
- 放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合

保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

III. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
- (1) 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
- ・ 保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・ その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・ その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・ その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- (注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
- (注2) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2) 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
- ※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4) 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5) 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6) 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7) 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
- ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ③ 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
- (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8) 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。
- 以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
- ・ 地震、噴火または津波によるとき
 - ・ 戦争その他の変乱によるとき

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
 - ・当社所定の『給付金請求書』
 - ・国内の病院または診療所の場合
 - － 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収書のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合
 - ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 - ・すでに**退院していること**。
 - ・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
- (2)手術給付金をご請求いただく場合
 - ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
 - ・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

<以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要ですが、>

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
 - － 事故状況報告書
 - － 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
- ・海外の病院または診療所の場合
 - － 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、**海外の医療施設が証明する診断書** ※診断書の和訳文も添付願います。
 - － **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

<ご注意>

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。))および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
 (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
 (2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術
 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
2. 骨髄移植術
 「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

- ・給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(※)以後に生じることが必要となります。
 - ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(※)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。
 - ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
 - ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
 - ※3 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
 この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- (※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- 保障内容・保障額に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や左表の注記(※1～※3)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、25ページの該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、26ページの該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、26ページの該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、26ページの該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、26ページの該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 詳細は、28ページの該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

※告知に関しては、44ページ～45ページの「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、または26ページに記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
(1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・被保険者の薬物依存によるとき
・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
(2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合
※ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
(3) 告知義務違反による解除の場合
(4) 詐欺による取消の場合
(5) 不法取得目的による無効の場合
(6) 保険契約が失効した場合
(7) 重大事由による解除の場合
- 詳細は、55ページ～57ページの「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、26ページに記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、55ページ～57ページの「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ハッピーライフ積立年金プラン ご契約の概要について【契約概要】

拠出型企業年金保険

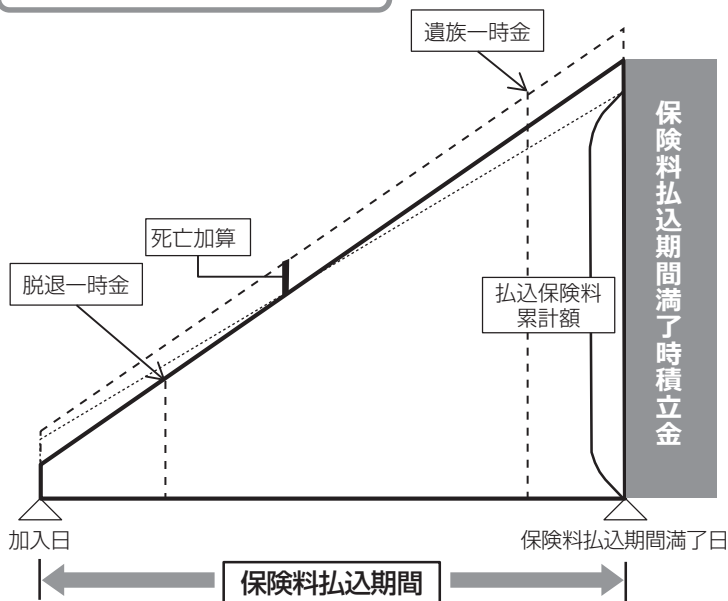
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2つのコースからなります。Aコース(税制適格コース)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。Bコース(自由選択コース)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(令和7年6月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)

しくみ図(イメージ)



年金
年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

注意 左記しくみ図はイメージです。詳細につきましては34ページの給付額試算表等をご確認ください。

加入資格

●詳細は35ページの該当箇所をご確認ください。

保険料

●詳細は35ページの該当箇所をご確認ください。

共済保険
3 大疾病保険
医療保険
ハッピーライフ積立年金プラン
お申込み手続き
傷害保険
「加入依頼書」記入見本
ゴルフ保険
「加入依頼書」記入見本
自動車保険

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。
10年確定年金、15年確定年金、
15年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細は33ページ・36ページの該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は35ページの該当箇所をご確認ください。

配当金

- 詳細は35ページの該当箇所をご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は36ページの該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 株式会社ニチレイ
事務幹事会社 日本生命保険相互会社
日本2021企基-73-1(2022.7.22)
日本-企-2025-707-11048-M(R7.7.31) 企③簡一併用

共済
保険

3
大
障
疾
保
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

特に注意いただきたい事項について 【注意喚起情報】

拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(*)となります。
※所定の加入日(*)については、「加入申込書」、または30ページに記載された「加入(増額)日」です。
※詳細は30ページの該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
- (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
- その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
- (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
- 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
- (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
- 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
- (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
- 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

- この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

◎重大な事由

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取る目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (工)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 詳細は34ページの給付額試算表をご確認ください。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取を開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、39ページに記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく39ページに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

団体傷害保険のご案内

傷害総合保険・傷害総合保険(交通傷害型)

●この契約はニチレイを契約者とする団体契約です。

自転車事故も 補償!

自転車で他人にケガをさせた場合などの
法律上の賠償責任(個人賠償責任補償特約セットの場合)

地震による ケガも補償!

地震・噴火またはこれらにより発生した津波によるケガも補償
天災危険補償特約セット(傷害総合保険のみ)

自転車通勤者用 プランあり!

傷害総合保険(交通傷害型)KB型、
傷害総合保険基本プランでも対応可能です

24%割引!

団体割引20%、優良割引5%適用

ご家族 まとめて補償!

配偶者・お子さま・両親・兄弟姉妹および同居親族まで
被保険者としてご加入可能

オプション あり!

(傷害総合保険のみ)

申込締切日：令和7年10月17日(金)
保険期間：令和8年1月1日午後4時から1年間

【団体割引・過去の損害率による割増引について】

団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率に変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

【傷害総合保険・傷害総合保険(交通傷害型)にご加入の皆さまへ】

令和7年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

自転車通勤の皆さまへ

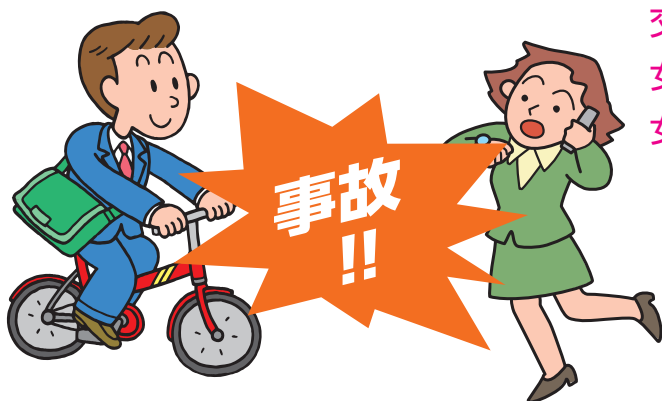
傷害総合保険(交通傷害型)に個人賠償責任補償特約をセットした**KB型**がおすすめです。

KB型では、**月額420円**で自転車事故をはじめ交通傷害のケガと日常生活に起因する賠償リスクを補償します。

個人賠償責任とは?

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
免責金額(自己負担額)はありません。

自転車による高額賠償事例



(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

男性が夕刻、下り坂を高スピードで走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。
女性は脳挫傷で3日後に死亡。

**賠償金額
約6,800万円**
(平成15年9月 東京地裁)

条例によって自転車利用者へ

自転車損害賠償保険等の加入を義務化している自治体もあります。

宮城県 秋田県 山形県 福島県 埼玉県 群馬県 千葉市 東京都
神奈川県 山梨県 長野県 静岡県 愛知県 三重県 大阪府 兵庫県
岡山市 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 宮崎県 熊本県 鹿児島県
など ※上記は、2022年4月時点で加入義務を定める条例が公布されている地域です。

交通事故によるケガの補償 傷害総合保険(交通傷害型)

国内外を問わず、交通事故によるケガを補償します。また、日常生活における賠償事故(他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合等)を補償します。

(賠償事故とは法律上の損害賠償責任を負った場合のみ対象となります。)(K型は対象外です。)

次のような事故によりケガをされた場合は、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具(自動車、自転車、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中の事故
- ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引5%、交通傷害危険のみ補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

保険金額と保険料		死亡・後遺障害	入院 保険金日額	通院 保険金日額	個人賠償
型	月払保険料	万一の場合の補償	入院1日目から補償	通院1日目から補償	日常生活での法律上の賠償事故を補償
KB型	420円	158万円	3,000円	2,000円	1億円
K型	350円	430万円	3,000円	2,000円	なし

※加入者1名につきKB型は1口のみ、K型はKB型と合わせて5口が限度となります。なおK型と合わせてケガの補償の1～6型に加入する場合、下記の金額を超過しないようご注意ください。

死亡・後遺障害：5,000万円

入院保険金日額：15,000円

通院保険金日額：10,000円

※ご注意：傷害総合保険(交通傷害型)にはオプションはセットできません。

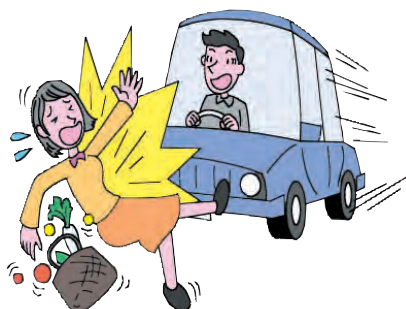
※団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※手術保険金は、<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍

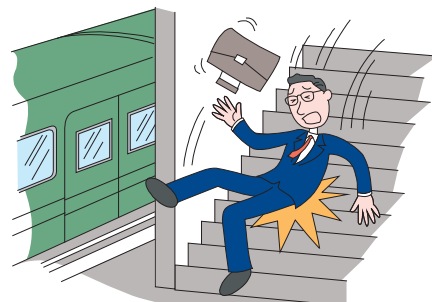
<重大手術以外の場合>入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍 となります。

こんな事故が対象になります!

車にはねられた



駅の構内の階段から落ちた



ケガの補償 傷害総合保険

国内外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、地震等の天災(地震・噴火またはこれらによる津波)によるケガ(天災危険補償特約セット)、『O-157』等特定感染症による後遺障害・入院・通院等を補償します。

また、日常生活における賠償事故(他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合等)を補償します。

(賠償事故とは法律上の損害賠償責任を負った場合のみ対象となります。)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

※手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約をセットしています。

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引5%、職種級別A級、天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

保険金額と保険料		死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	個人賠償
型	月払保険料	ケガで万一の 場合の補償	入院1日目から 補償	通院1日目から 補償	日常生活での法律上の 賠償事故を補償
1型	700円	100万円	2,000円	1,000円	1億円
2型	1,420円	330万円	4,000円	2,000円	
3型	2,110円	545万円	6,000円	3,000円	
4型	2,820円	775万円	8,000円	4,000円	
5型	3,530円	990万円	10,000円	5,000円	
6型	4,230円	1,210万円	12,000円	6,000円	

※団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※手術保険金は、<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍

<重大手術以外の場合>入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍 となります。

※特定感染症を発病し、発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合にそれぞれ後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

※上記保険金額は職種級別A級の方のものです。職種級別B級(以下の職種)に該当する方は保険金額が異なりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

職種級別B級	①その他の自動車運転者 ②建設作業員 ③農林業作業員・漁業作業員 など
--------	-------------------------------------

オプション

ケガの補償(傷害総合保険)と一緒にご加入ください。ご希望のオプションを一つ選択してください。

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引5%)

型	月払保険料	保険金額	事故例
X	20円	■救護者費用(国内外補償) 保険金額：500万円 自己負担額1事故につき：なし	■救護者費用 旅行中のケガにより継続して 14日以上入院し、両親が駆けつけた
Y	150円	■携行品損害(国内外補償) 保険金額：30万円 自己負担額1事故につき：3,000円	■携行品損害 カメラを落として壊した 財布をすられた
XY	170円	上記XとYのセットプラン	

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

さらに! 充実のサービスで
お客さまをサポートします!

団体傷害保険
ご加入者さま・被保険者の方限定のサービス

無料

SOMPO 健康・生活 サポートサービス

サービス内容

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体傷害保険ご加入のお客さまにご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

受付時間 24時間・365日

健康・医療相談

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

医療機関情報提供

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でのご相談いただけます。

介護関連相談

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

メンタルヘルス相談

受付時間 平日 9:00~22:00、土曜 10:00~20:00
※日祝・年末年始(12/29~1/4)を除きます。
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

人間ドック等検診・検査紹介・予約

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

法律・税務・年金相談(予約制)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス

(24時間・365日)
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

- ※1 ご利用いただく際は、加入者証に記載しております[SOMPO 健康・生活サポートサービス]の専用ダイヤルへご連絡ください。
- ※2 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※3 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※4 ご利用は日本国内からにかぎりませす。
- ※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※6 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
- ※7 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
- ※8 応対者の指名はできません。
- ※9 ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます。
- ※10 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：株式会社ニチレイ
- 保険期間：令和8年1月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和7年10月17日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：株式会社ニチレイおよびその子会社・関連会社の社員
 - 被保険者：社員またはその家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - お支払方法：令和8年3月分給与からの毎月控除となります。(12回払)
 - お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のヒューリック保険サービス株式会社 保険営業第三部までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件の型(送付した加入依頼書に打ち出しの「前年のご加入内容」)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入型を変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等はヒューリック保険サービス株式会社 保険営業第三部までお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から令和9年1月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のヒューリック保険サービス株式会社 保険営業第三部までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【ケガの補償(傷害総合保険)】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故】について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【交通事故によるケガの補償(傷害総合保険交通傷害型)】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

共済保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
共済保険 3 大病保険 医療保険 ケガの補償(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	(各保険共通) ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など (傷害総合保険の場合) ①ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ②自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (交通事故傷害保険の場合) ①交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ②船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ④グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 ⑥地震、噴火またはこれらによる津波 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	
通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償 (国内・国外補償)	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】</p> <p>特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。</p> <p>ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和7年6月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p>	
物の損害の補償 (国内・国外補償)	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

共済保険

3
大
疾
病
保
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

	保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
共済保険 3 大疾病保険 医療保険 ハッピーライフ 積立年金プラン お申込み手続き 傷害保険	賠償責任の補償（共通） 個人賠償責任（国内外補償）	<p>日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合</p> <p>（※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>（※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・不動産 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など</p> <p>（※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など</p> <p>（※1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車（※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>
「加入依頼書」記入見本 ゴルフ保険 「加入依頼書」記入見本 自動車保険	費用の補償（国内外補償） 救護者費用オプション（X型・XY型）（注）	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となる警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅（※2）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合（※1）次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用：遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費：救護者（※3）の現地（※4）までの航空機等の1往復分の運賃（救護者2名分を限度とします。）。 ウ. 宿泊料：現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料（救護者2名分、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。）。 エ. 移送費用：被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費：救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内3万円を限度とします。）。 （※2）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 （※3）「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 （※4）「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー・搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
 （※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 （※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明(用語の定義)

- 交通乗用具……電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
- 先進医療……病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)
- 治療……医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 通院……病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 入院……自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 未婚……これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 免責金額……支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
- 配偶者……婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。
(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。
(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
- 親族……6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は株式会社ニチレイを保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者ご本人の職業または職務(K・KB型以外)
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険 契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【K・KB型以外】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- K・KB型以外では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手持方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <他の身体障害または疾病の影響>
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- <重大事由による解除等>
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
本

自
動
車
保
険

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合があります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
 - (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。
- (※)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- 本パンフレット「ご加入時における注意事項(告知事項等)」に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険(K・KB型以外)にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。	

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 **ヒューリック保険サービス株式会社** 保険営業第三部 西垣
〒111-0054 東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル
TEL: 03-3864-5427 FAX: 03-3864-5458
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
※祝日はお取り扱いしておりません。
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社** 企業営業第七部 第二課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 050-3808-4714 FAX: 03-3231-3192
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

ニチレイグループ 従業員の皆さまへ

団体ゴルファー保険の ご案内

夢のホールインワンから
プレー中の思わぬ事故まで
ワイドに補償します！



© JAPAN-DA

20%割引!

団体割引20%適用

退職後も継続可能

(口座振替)

ご家族まとめて補償!

配偶者・お子さま、両親、兄弟姉妹および同居の親族の方も被保険者としてご加入いただけます。

楽々お支払い!

保険料は給与控除で手間いらず



申込締切日

令和7年10月17日(金)

保険期間

令和8年1月1日午後4時から1年間

【ゴルファー保険にご加入のみなさまへ】

令和7年10月1日以降に保険始期が開始するご契約について、補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

共済保険

3
大疾病
保障
保険

医療
保険

ハッピー
ライフ
積立
年金
プラン

お申込み
手続き

傷害
保険

「加入
依頼書」
記入
見本

ゴルフ
ファー
保険

「加入
依頼書」
記入
見本

自動車
保険

✓ こんな時、保険金をお支払いします

ゴルフ中の賠償事故



ゴルフクラブの破損



ゴルフ中にケガ



ホールインワン・アルバトロス費用



- 第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）が誤って他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。
 （注）記名被保険者（加入手続き画面等に入力の本人をいいます。）が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎり）についても被保険者となります。
 - ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
 - ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。
 - ① ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。）
 - ② ゴルフクラブの破損・曲損
 （注）ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、お支払いの対象となりません。
 - 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、ご確認ください。
- （注）保険金のお支払方法等重要な事項は、次ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

✓ ご加入コースと保険金額・月払保険料

（保険期間1年 団体割引20%）

	ゴルフ中の賠償責任	ゴルファー自身の傷害	ゴルフ用品の損害	ホールインワン・アルバトロス	月払保険料
A1型	1億円	100万円	5万円	10万円	190円
B1型	1億円	200万円	10万円	20万円	360円
C1型	1億円	200万円	10万円	30万円	480円
D1型	1億円	500万円	20万円	50万円	840円
E1型	1億円	500万円	20万円	100万円	1,430円

共済保険

3 大疾病保険

医療保険

ハッピーライフ
積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」
記入見本

ゴルファー保険

「加入依頼書」
記入見本

自動車保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし【契約概要のご説明】

■商品の仕組み

この商品は賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。

■保険契約者

株式会社ニチレイ

■保険期間

令和8年1月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日

令和7年10月17日(金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者

株式会社ニチレイおよびその子会社・関連会社の従業員

●被保険者

株式会社ニチレイおよびその子会社・関連会社の従業員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
※被保険者本人のみが保険の対象となります。

●お支払方法

令和8年3月分給与から毎月控除となります。(12回払)

●お手続き方法

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のヒューリック保険サービス保険営業第三部までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

●中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から令和9年1月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。

●中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のヒューリック保険サービス保険営業第三部までご連絡ください。

●その他ご注意

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

共済保険

3
大疾病
保険

医療
保険

ハッピー
ライフ
積立年金
プラン

お申込み
手続き

傷害
保険

「加入
依頼書」
記入見本

ゴルフ
ファー
保険

「加入
依頼書」
記入見本

自動車
保険

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。

(注1)ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2)保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いする主な場合

ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。

なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

(注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。

(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(注3)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎり)についても被保険者となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※)
- ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※)
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

など

(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐し、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①故意または重大な過失に起因するケガ
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ
- ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ
- ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※)のないもの

など

(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

賠償責任(注)

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝保険金額の全額
②後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)
③入院保険金	入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 入院保険金の額＝保険金額×1.5/1000 ×入院日数(事故の発生の日から180日以内)
④通院保険金	通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝保険金額×1.0/1000×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

身体傷害

ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎり)。

②ゴルフクラブの破損または曲損

(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

(注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。

ゴルフ用品(注)

- ①故意または重大な過失によって生じた損害
- ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害
- ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害
- ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害

など

共済保険

3 保大 障疾 保病 険

医療 保 険

ハッピ 積立 年金 プラ イフ

お申 込み 手続 き

傷 害 保 険

「加入 依頼書」 記入 見本

ゴル ファー 保 険

「加入 依頼書」 記入 見本

自 動 車 保 険

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
共済保険	ホールインワン・アルバトロス費用(注)	①ゴルフ場の経営者または使用者(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など
3 大疾病保険		
医療保険		
ハッピーライフプラン		
お申込み手続き		
傷害保険	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象なりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 ^(※) が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。 (注)補償内容が同様のご契約 ^(※1) が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください ^(※2) 。 (※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。	

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親族	6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入手続き画面等の入力に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入手続き画面等に入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。身体傷害補償の死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項

- 加入手続き画面等に入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
(注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、ケガの補償に関する部分(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
* 中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります)。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いごなされた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
④	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

共済保険
3 保大疾病保険
医療保険
ハッピーライオン積立年金プラン
お申込み手続き
傷害保険
「加入依頼書」記入見本
ゴルフ保険
「加入依頼書」記入見本
自動車保険

5. 事故がおきた場合の取扱い(続き)

●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
 同伴競技者1名(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
 2. 費用支払を証明する書類
 3. アテスト済のスコアカード(写)
- その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
 (※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
 (※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
- ①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員(※3)
 - ②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
 - ③同伴競技者以外の第三者(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
 - ④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフ場の個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)
- (※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
 (※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

共済保険

3 大障害保険

医療保険

ハッピーライオン
積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」
記入見本

ゴルフアー保険

「加入依頼書」
記入見本

自動車保険

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと



もう一度
ご確認ください。

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみ、ご確認ください。
- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。
【注意事項】
ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 ヒューリック保険サービス株式会社 保険営業第三部
〒111-0054 東京都台東区鳥越1-8-2ヒューリック鳥越ビル
TEL 03-3864-5427 FAX 03-3864-5458
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
※祝日はお取扱しておりません。
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第七部第二課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 050-3808-4714 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

ご加入手続

■「前年同等条件コース」で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。

■新規加入の方・前年の内容と変更のある方・脱退の方はご返送ください。

- ①「加入依頼書」に必要事項を記入し、ご署名をお願いします。
- ②加入依頼書の4枚目(お客さま控)をお手元に残し、他の残りのすべてをご返送ください。

※加入依頼書記入例

職種名をご記入ください。

必ずご署名ください。

合計保険料をご確認またはご記入ください。

住所・漢字氏名をご記入ください。

日冷太郎

6,390

新規加入の場合(おすすめコースへの加入)→被保険者欄とおすすめコースに○をお付けください。

おすすめコースへの変更の場合→おすすめコースの基本プラン・オプションに○をお付けください。

おすすめコース以外への変更の場合→フリーコースにご記入ください。

新規加入の場合(おすすめコース以外への加入)→被保険者欄とフリーコースにご記入ください。

前年加入されていた方で今年度全員脱退される場合 ○を付け必ずご押印ください。(シャチハタ、認め印でも結構です。)

一部の方のみ脱退される場合は、当該被保険者欄に×印を記載ください。

被保険者	職種	年齢	性別	加入コース	基本プラン	オプション	交通事故傷害タイプ	交通事故傷害タイプ	ゴルフ保険	合計保険料	
日冷太郎	事務職	44	男	おすすめコース	1	1	XY	1	KB	1	480
日冷花子	主婦	49	女	前年同等条件コース	1	1	XY	1	KB	1	480
日冷光	大学生	11	男	フリーコース	2	1	XY	1	KB	1	350

加入対象者

株式会社ニチレイおよびその子会社・関連会社の社員
 ※社員のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方も被保険者としてご加入いただけます。

保険料のお支払い

令和8年3月分給与からの毎月控除となります(12回払)。

共済保険

3 大疾病保険

医療保険

ハッピーライフ
積立年金プラン

お申込み手続き

傷害保険

「加入依頼書」
記入見本

ゴルフ保険

「加入依頼書」
記入見本

自動車保険

自動車保険を必要とする、すべての人に
無理なく続けられるよう加入してほしい...

だ・か・ら、**団体扱割引!**

20%

ニチレイグループの
皆さまへ
お得なお知らせ!



* 詳細は取扱代理店まで
お問い合わせください

職場で加入する団体扱割引なら一般でご契約されるよりも**メリット**たくさん!

1

保険料が割安!

2

ご家族のお車も
団体扱で加入
OK!

(ただし、一部の共済を除きます。)

3

ノンフリート等級
の引継ぎOK!

4

保険料は便利な
給与天引!

【お問い合わせ先・取扱代理店】

ヒューリック保険サービス株式会社 個人保険営業部 新規担当

〒111-0054 東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル

TEL:0120-335-870 受付時間:9:00-17:00 (土日祝祭日を除きます。)

FAX:03-3864-5449

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

企業営業第七部第二課

東京都中央区日本橋2-2-10 TEL:050-3808-4600

東京海上日動火災保険株式会社

船舶営業部 営業第3課

東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアEAST18階

TEL:03-5223-3222

共済
保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

団体扱制度ならではの4つのメリット

共済
保険

①保険料が割安！

一般の口座振替分割払とは違い、団体扱でのご加入は分割割増(5%)が発生しません。そしてさらに、団体扱割引**20%**が適用されます。
※団体扱割増引率は、ニチレイグループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。
団体扱割引20%はご契約期間の初日が2025年4月1日から2026年3月31日までのご契約に適用されます。

②ご家族のお車も団体扱で加入OK！

次の方々がお所有・使用する車は団体扱としてご契約いただけます。

- ご契約者
 - ご契約者の配偶者※
 - ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
 - ご契約者またはその配偶者の別居の扶養家族
- ※配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーを含みます。

③ノンフリート等級の引継ぎOK！

他の保険会社から変更されても、今までのノンフリート等級(無事故による割増引)はそのまま継承できます(JA共済、全労済、全自共からの移行を含みます。ただし一部の共済を除きます。)

④保険料は便利な給与天引き！

保険料のお支払いは給与天引きとなりますので、ご加入時に現金は不要です！

3
保障
保険

医療
保険

ハ
ツ
ビ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「加入
依頼書」
記入
見本

自
動
車
保
険



「東京海ジョー」は、東京海上日動のキャラクターです。

* このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および記名被保険者・車両所有者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細や団体扱特約失効時の取扱などについては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
※2023年1月より車検証が順次電子化されます。(以下、電子化された自動車検査証を「電子車検証」と言います)
電子車検証の方は、国土交通省より提供されます「車検証閲覧アプリ」内で閲覧可能な「自動車車検証記録事項」を合わせてご提出をお願いします。

HHS24063031

まずは、次ページのお見積依頼書を
ヒューリック保険サービス株式会社までFAXしてください！



メールでのお見積り依頼も可能です。

(左記QRコードを読取るとメールアドレスが立ち上がります)

見積依頼書、現在ご加入の自動車保険証券、車検証の画像を添付して送付ください。



03-3864-5449

ニチレイグループ 自動車保険お見積依頼書

お見積りは簡単！ 該当の項目に☑、ご記入のうえFAX願います。

- すでに自動車保険に加入している方 <補償開始希望日 月 日>
- 新しくお車を購入される方 <納車予定日 月 日>
- 増車加入の方 <納車予定日 月 日>

★お見積りをご希望の方は下記お見積依頼書にご記入のうえ、必要書類を添えて上記番号までFAXにてご送信ください。

この保険をご契約される方についてお伺いします。

フリガナ		社員番号	
お名前			
会社名／部署名			
E-mail	@		
日中ご連絡先 お電話番号	携帯Tel	ご勤務先Tel	
連絡方法	E-mail / 携帯Tel / ご勤務先Tel (ご希望の連絡方法に○をしてください)		

ご相談・お問い合わせの際には、皆さまのニーズに合ったお見積もりをしますので、以下の資料をご用意ください。

- * 他社切替の場合 : 現契約の保険証券コピー、車検証のコピー
- * 新規加入の場合 : お車の購入が決まりましたらお電話ください。
- * 増車加入の場合 : 1台目(2台以上所有の場合は最も等級の良い)契約の保険証券コピーと新規契約車両の車検証コピー

【お問い合わせ先・取扱代理店】

ヒューリック保険サービス株式会社 個人保険営業部 新規担当
 〒111-0054 東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル
 TEL: 0120-335-870 受付時間: 9:00-17:00 (土日祝祭日を除きます。)
 FAX: 03-3864-5449

HHS24063031

■個人情報の取扱いについて

当社(ヒューリック保険サービス(株))以下同様とします。)は、ご提出いただいた自動車保険証券、車検証、および見積依頼書にご記載の個人情報をもとに、お客さまのご意向に沿ったプランをご提案させていただきます。

ご提案に際し、適切で分かりやすい資料にてご提案させていただくために、ご提出いただいた保険証券、車検証、およびこの見積依頼書に関する個人情報を、当社が損害保険代理店委託契約を締結している引受保険会社に提供する場合がありますので、予めご同意のうえご提出ください。

なお、取得した個人情報を以下の目的で利用する場合がございますので、予めご同意のうえご提出ください。SJ25-01986 (2025/05/22)
 ・当社が取り扱う商品(損害保険、生命保険)および各種サービスの案内または提供。 25TC-000759 2025年5月作成

共済保険

3
保大
障疾
保病
険

医
療
保
険

ハ
ッ
ピ
ー
ラ
イ
フ
ン
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

MEMO

共済
保険

3
大疾
保障
保険

医
療
保
険

ハ
ツ
ピ
ー
ラ
イ
フ
積
立
年
金
プ
ラ
ン

お
申
込
み
手
続
き

傷
害
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

「
加
入
依
頼
書
」
記
入
見
本

自
動
車
保
険

株式会社ニチレイ 人事企画部
株式会社ニチレイビジネスパートナーズ



この冊子は、環境を配慮して
「植物油インキ」を使用しています。

